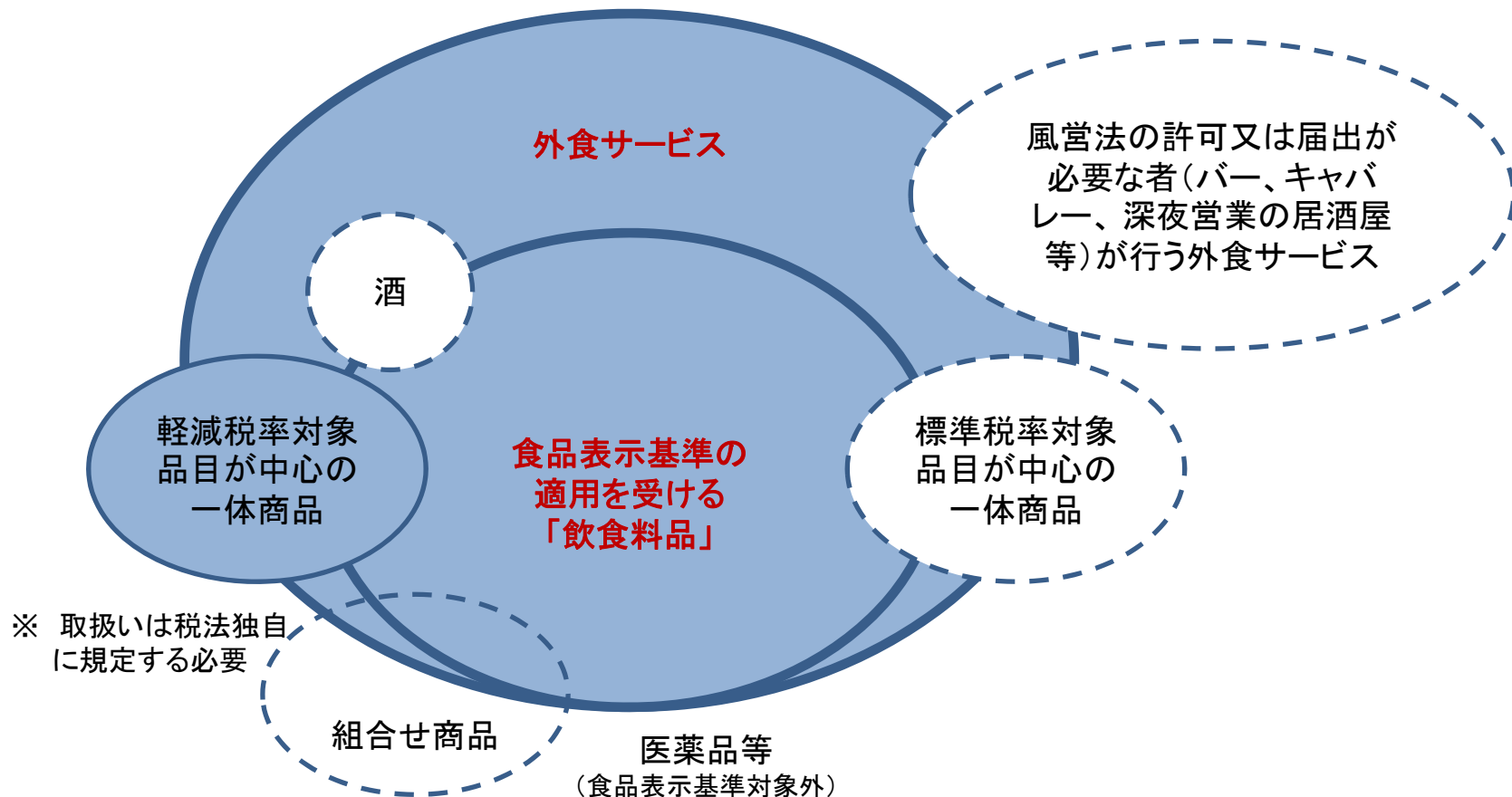


# 参 考 資 料

酒類を除く飲食料品を対象とした場合

## 定義規定（酒類を除く飲食料品の場合）の軽減税率対象範囲のイメージ

- 飲食料品；食品表示法に規定する食品のうち同法に規定する販売の用に供する食品に関する表示の基準の適用を受けるもの（酒類及び主たる資産等が当該飲食料品でない一体商品を除く。）
- 外食サービス；食品衛生法の許可を受けた飲食店営業及び喫茶店営業を営む者が行う当該許可に係る飲食料品を飲食させる役務（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可又は届出が必要な者が行うもの及び主たる資産等が当該飲食料品を飲食させる役務でない一体商品を除く。）



## 【参考】食品表示法の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

### 目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

#### 【新制度】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

#### 【従来】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

#### ○ 基本理念 (3条)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

### 食品表示基準

(4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
  - ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
  - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
  - ～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

### 食品表示基準の遵守

(5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

### 指示等

(6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

### 立入検査等

(8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
  - ～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

### 内閣総理大臣等に対する申出等

(11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
  - 内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実と相違する表示行為・おそれへの差止請求権
  - (適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

### 権限の委任

(15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

### 罰則

(17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

### 附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

### (参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

#### 【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)※、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
  - ～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
- 上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
  - ※平成26年4月より「外食等におけるアレルギー情報の提供の在り方検討会」を開催し、同年12月に中間報告を取りまとめ
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

# 【参考】従来の食品表示に関する法律

食品衛生法	JAS法	健康増進法
<b>【目的】</b> ○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	<b>【目的】</b> ○農林物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	<b>【目的】</b> ○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守(第19条)等	○製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13) ○品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2)等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守(第31条、第31条の2)等
○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○規格基準に適合しない食品等の販売禁止 ○都道府県知事による営業の許可等	○日本農林規格の制定 ○日本農林規格による格付等	○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○受動喫煙の防止 ○特別用途食品に係る許可等

表示関係  
(表示関係以外)

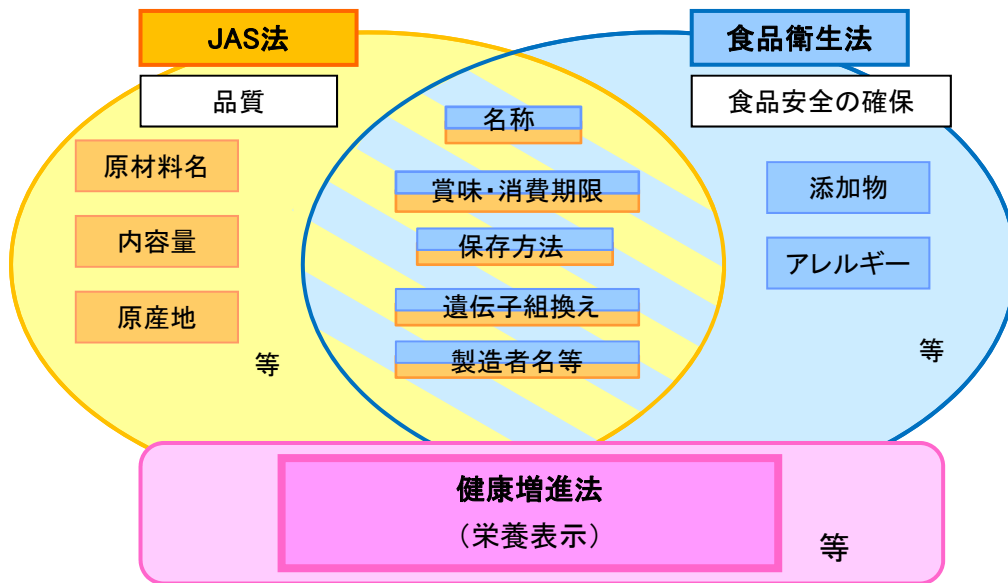
(従来の法令に基づく表示例)

<b>名称</b>	スナック菓子
<b>原材料名</b>	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
<b>内容量</b>	81g
<b>賞味期限</b>	この面の右部に記載
<b>保存方法</b>	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
<b>販売者</b>	39

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値)			
エネルギー	483 kcal	炭水化物	37.6 g
たんぱく質	3.8 g	ナトリウム	330 mg
脂質	35.3 g	食塩相当量	0.8 g

※栄養表示は任意



- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項

(出典)消費者庁ウェブサイトより。



# 食品表示基準案の策定方針

## －現行58本の基準を1本に統合－

消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、  
双方に分かりやすい表示基準を策定する

- 1 原則として、表示義務の対象範囲(食品、事業者等)については変更しない
  - ・ 例外として、食品衛生法とJAS法の基準の統合に当たり、加工食品と生鮮食品の区分などを変更
- 2 基準は、食品及び事業者の分類に従って整序し、分かりやすい階層構造とする
  - ・ 食品について、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」に区分
  - ・ 食品関連事業者等について、「食品関連事業者に係る基準」、「食品関連事業者以外の販売者に係る基準」に区分
- 3 2の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる
- 4 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す
  - ・ 対象成分、対象食品、対象事業者等について規定
- 5 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す
  - ・ 例えば、アレルギー表示のうち、特定加工食品(※)に係る表示(例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの)の見直し
  - ※ 一般的にアレルゲンを含むことが知られているため、それを表記しなくても、アレルゲンを含むことが理解できると考えられてきたもの(例:マヨネーズ(卵)、パン(小麦))

食品表示における「異種混合食品(刺身盛り合わせ等)」に係る議論の経緯

旧JAS法の品質表示基準での取扱い

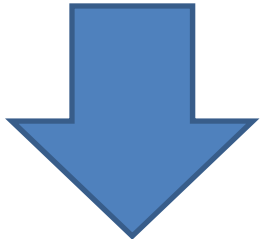
	単品又は同一の種類の水産物等を切断して混合	複数の種類の水産物等を切断して混合
容器包装され、製造場所以外で販売されるもの	生鮮食品	加工食品



食品表示部会 消費者庁提出資料(平成26年1月24日 第1回生鮮食品・業務用食品調査会)

	単品又は同一の種類の水産物等を切断して混合		複数の種類の水産物等を切断して混合	
	組合せ、盛り合わせ	混合	組合せ、盛り合わせ	混合
容器包装され、製造場所以外で販売されるもの	生鮮食品	生鮮食品	生鮮食品	加工食品

- 【現状の課題】
- ・同一種類の混合品は「生鮮食品」で、異種混合された食品は「加工食品」とされており、同じ「刺身」であっても表示事項が異なっていることについて、一部の消費者の感覚とズレが生じている。
  - ・食品の多様化によってその食品本来の特性に馴染まない食品区分となっている食品区分となっている。
- 【見直しの方向性】
- ・各々の生鮮食品を単に組み合わせたり、盛り合わせただけで、ばらばらに飲食、調理等されることが想定されるものは「生鮮食品」とし、
  - ・各々の生鮮食品が混合されて、1つの商品としてそのまま飲食、調理等されることが想定されるものを「加工食品」とする。



「生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会 報告書」(平成26年6月13日)

- ・新たに生鮮食品となる盛り合わせ等について、消費期限や保存方法など安全性に関する情報の表示が義務でなくなること、
- ・刺身盛り合わせの例では、原産地表示の正確性を確保することの難しさや実行可能性を懸念、等の意見が寄せられ、

⇒食品を摂取する際の安全性の観点及び事業者の実行可能性を踏まえ、さらなる商品実態や消費者が選択する際の食品表示に関する意識も調査した上で、検討が必要とされた。

新食品表示基準での取扱い

	単品又は同一の種類の水産物等を切断して混合		複数の種類の水産物等を切断して混合	
	組合せ、盛り合わせ	混合	組合せ、盛り合わせ	混合
容器包装され、製造場所以外で販売されるもの	生鮮食品	生鮮食品	加工食品	加工食品

- 「食品表示基準案(消食表第229号諮問)に関する審議経過報告書」(平成27年3月)中の消費者庁の説明
- ・生鮮食品の調査会の中では結論を得られていない状況。(中略)そのため、現行ルールを変えないということにした。
  - ・異種混合の考え方については、何らか今後調査をした上で検討が必要というふうに消費者庁としては考えている。

## 食品表示法の概要

### 【食品表示法の概要】

#### <目的>

- 食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(旧JAS法)及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して**食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として創設(平成27年4月施行)**

#### <食品表示基準の遵守>

- **食品関連事業者等**(食品の製造、加工(調整及び選別を含む)若しくは輸入を業とする者(当該食品の販売をしない者を除く)又は食品の販売を業とする者その他食品の販売をする者)は、**食品表示基準に従い、食品の表示義務を負う**

#### <内閣総理大臣等による指示等>

- 内閣総理大臣等は、食品表示基準に違反した食品関連事業者等に対して、表示事項の表示、遵守事項の遵守を指示
  - ・指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
  - ・緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
  - ・指示、命令時にはその旨を公表

#### <立入検査等>

- 違反調査のため必要がある場合には、立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

#### <罰則等>

- **食品表示基準違反**(安全性に関する表示及び原産地・原料原産地表示の違反)、**命令違反等には罰則**

## 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)(抄)

## (定義)

第二条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第四条第二項に規定する添加物(第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。)を含む。)をいう。

- 3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 食品の製造、加工(調整及び選別を含む。)若しくは輸入を業とする者(当該食品の販売をしない者を除く。)又は食品の販売を業とする者(以下「食品関連事業者」という。)
  - 二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

生鮮食品、加工食品、添加物の別に表示基準を策定

## (食品表示基準の策定等)

- 第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。
- 一 名称、アレルゲン(食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
  - 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

## (食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。



## 【食品表示基準(内閣府令)(抄)】(平成27年4月1日施行)

第一条 この府令は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合について適用する。ただし、加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合には、第四十条の規定を除き、適用しない。

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 加工食品 製造又は加工された食品として別表第一に掲げるものをいう。
- 二 生鮮食品 加工食品及び添加物以外の食品として別表第二に掲げるものをいう。

## 別表第一(第二条関係)＜加工食品＞

## 1 麦類

精麦

## 2 粉類

米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類

## 3 でん粉

小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しよでん粉、ばれいしよでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉

## 4 野菜加工品

野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜(漬物を除く。)、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品

## 5 果実加工品

果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品

## 6 茶、コーヒー及びココアの調製品

茶、コーヒー製品、ココア製品

## 7 香辛料

ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン(桂皮)、クローブ(丁子)、ナツメグ(肉づく)、サフラン、ローレル(月桂葉)、パプリカ、オールスパイス(百味こしょう)、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料

## 8 めん・パン類

めん類、パン類

## 9 穀類加工品

アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品

## 10 菓子類

ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類

- 11 豆類の調製品  
あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆、その他の豆類調製品
- 12 砂糖類  
砂糖、糖みつ、糖類
- 13 その他の農産加工食品  
こんにゃく、その他1から12に分類されない農産加工食品
- 14 食肉製品  
加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
- 15 酪農製品  
牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリーム類、その他の酪農製品
- 16 加工卵製品  
鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品
- 17 その他の畜産加工食品  
蜂蜜、その他14から16に分類されない畜産加工食品
- 18 加工魚介類  
素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類
- 19 加工海藻類  
こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工海藻類
- 20 その他の水産加工食品  
その他18及び19に分類されない水産加工食品
- 21 調味料及びスープ  
食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ
- 22 食用油脂  
食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂
- 23 調理食品  
調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品
- 24 その他の加工食品  
イースト、植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジュース、その他21から23に分類されない加工食品
- 25 飲料等 飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料

## 別表第二(第二条関係)＜生鮮食品＞

## 1 農産物(きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。)

(1) 米穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。)

玄米、精米

(2) 麦類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。)

大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦

(3) 雑穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。)

とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀

(4) 豆類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。)

大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

(5) 野菜(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。)

根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜

(6) 果実(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。)

かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実

(7) その他の農産食品(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結させたものを含む。)

糖料作物、こんにゃくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

## 2 畜産物

(1) 食肉(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。)

牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類

(2) 乳

生乳、生山羊乳、その他の乳

(3) 食用鳥卵(殻付きのものに限る。)

鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵

(4) その他の畜産食品(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。)

3 水産物(ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身(盛り合わせたものを除く。)、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。)

(1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

(2) 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

(3) 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

(4) 海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

(5) 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

## 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)(抄)

第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第三条 食品等事業者(食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行つた者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

3 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

第五十一条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。)であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第五十二条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

## 食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)(抄)

(営業の指定)

第三十五条 法第五十一条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

一 飲食店営業(一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キヤバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。)

二 喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)

三～三十四 省略



## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
- 二 待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)
- 三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(第一号に該当する営業を除く。)
- 四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第一号若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者(政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。))が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)
- 五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの(第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。)
- 六 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 七 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 八 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。))を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。))において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

3 この法律において「接待」とは、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。

5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

11 略

三 飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可を受けて営むものを行い、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。))のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。))で、日出時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

(営業の許可)

第三条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別(前条第一項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。))に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。))の許可を受けなければならない。

(営業等の届出) ※その他の性風俗関連特殊営業は同様の規定であるため省略

第二十七条 店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、店舗型性風俗特殊営業の種別(第二条第六項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業の種別をいう。以下同じ。))に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

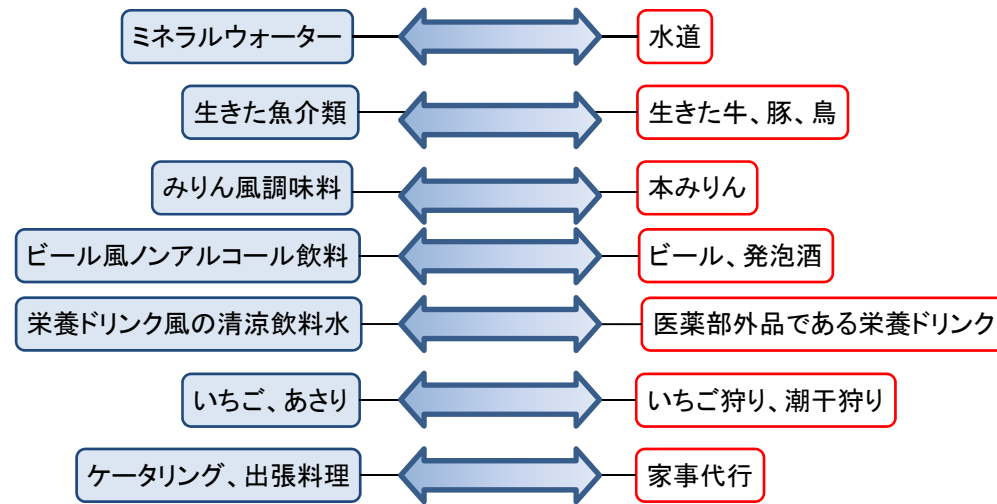
(深夜における酒類提供飲食店営業の届出等)

第三十三条 酒類提供飲食店営業を深夜において営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

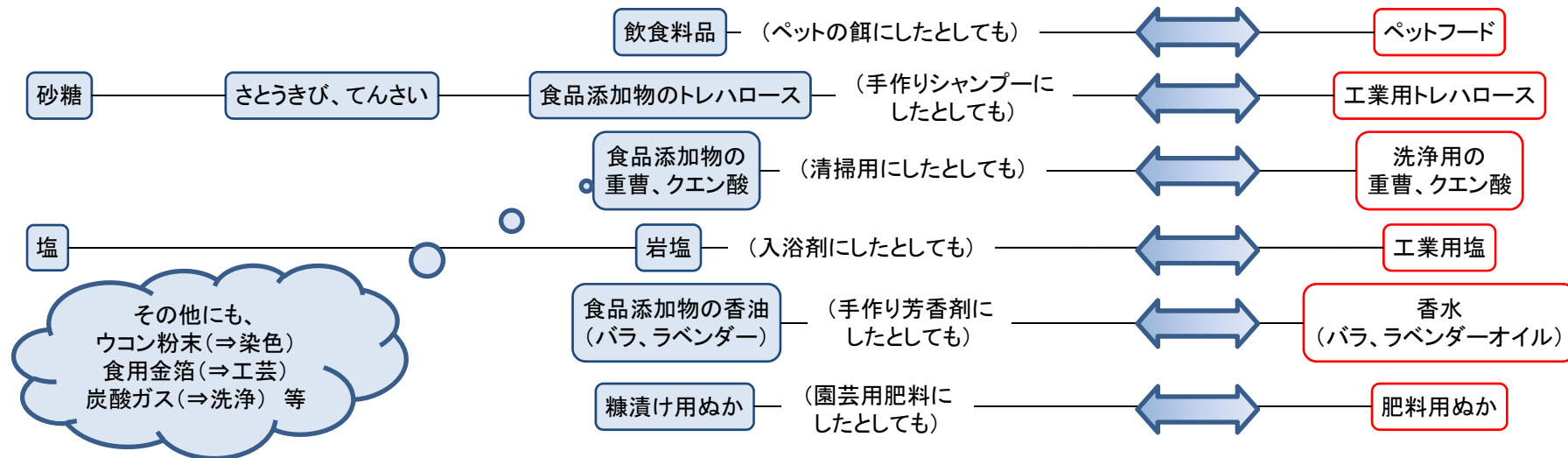
## 類似品の境界の具体例

軽減税率

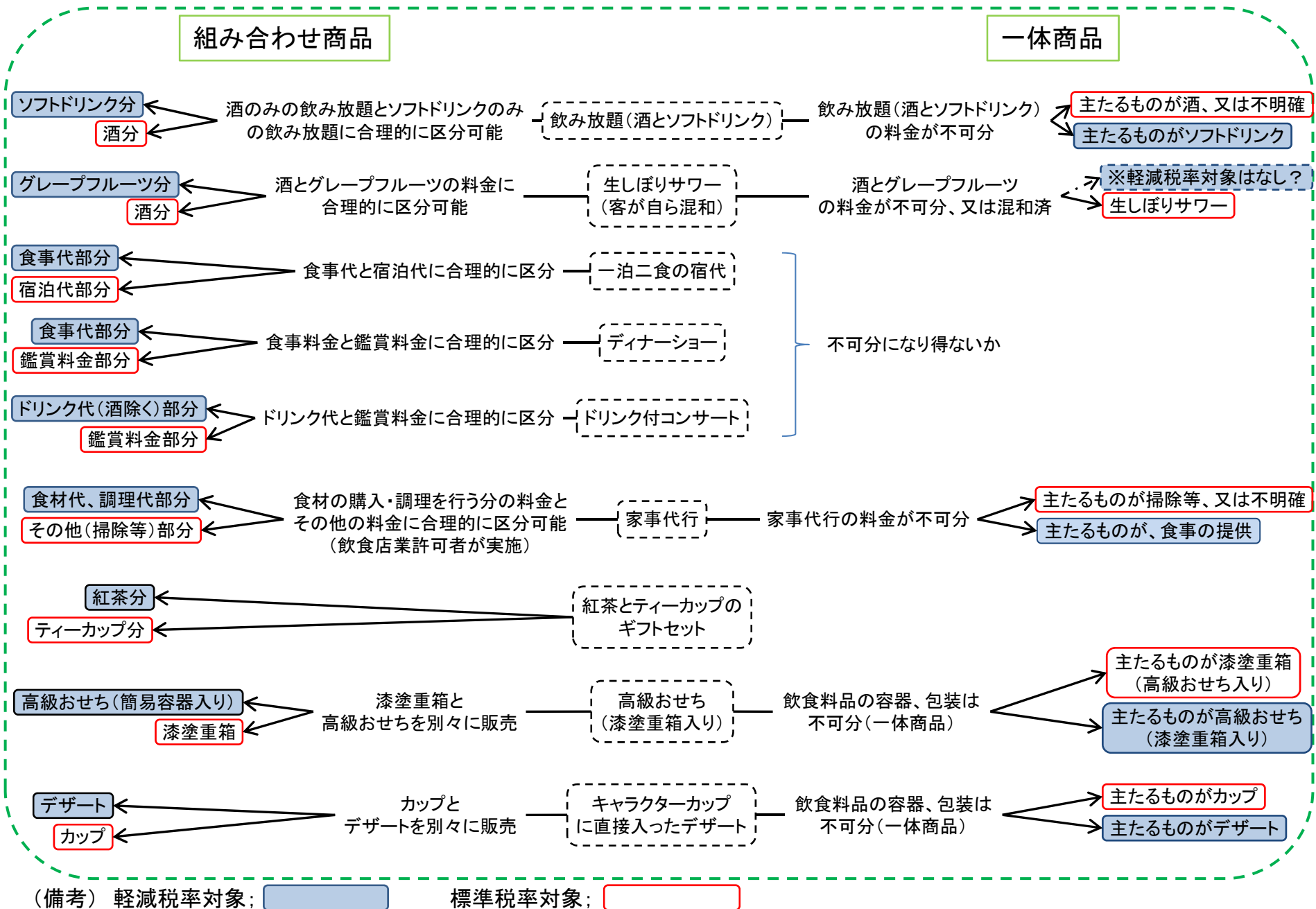
標準税率



### <多目的用途による限界事例>



# 一体商品・組み合わせ商品の具体例

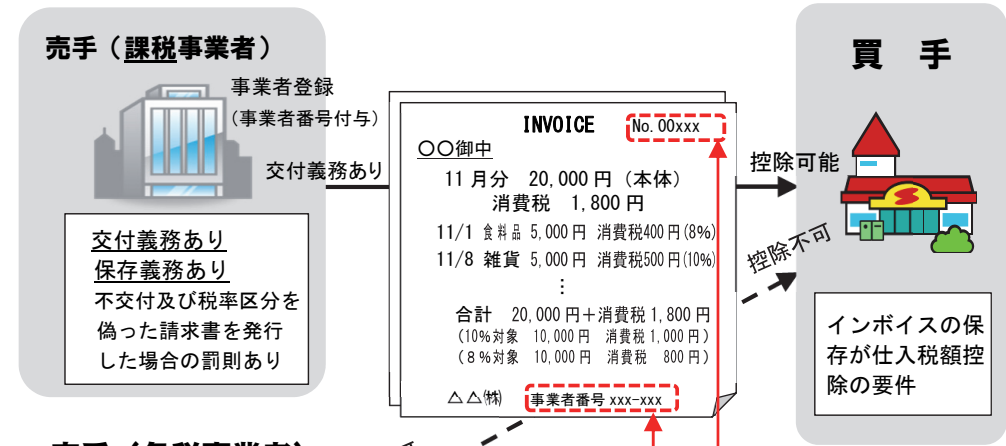
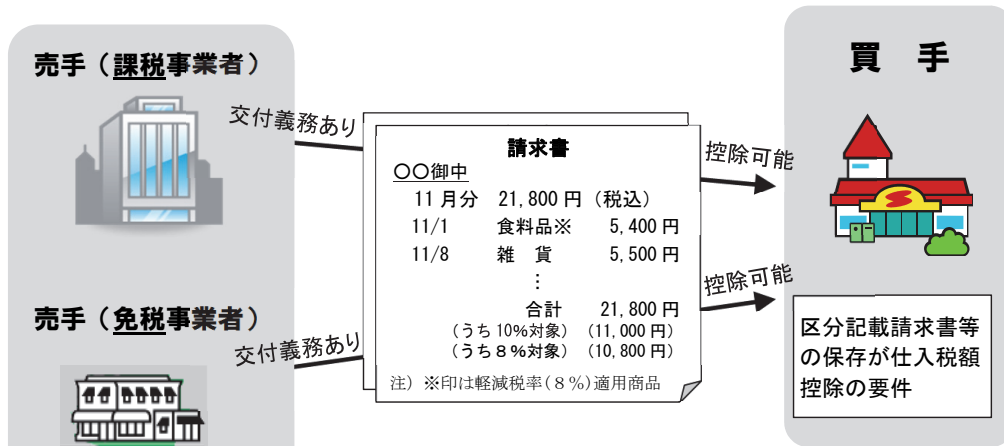


# 区分経理の方法について

(経過措置)  
区分経理に対応した請求書等保存方式  
(6月5日資料B案)

当分の間  
(3年程度)

EU型インボイス方式  
(6月5日資料D案)



交付義務あり  
保存義務あり  
不交付及び税率区分を偽った請求書を発行した場合の罰則あり

○ **納付税額の計算方法**

**売上** (10%対象) 220万円 × 10/110 = 20万円  
(8%対象) 108万円 × 8/108 = 8万円  
⇒ **売上税額** : 20万円 + 8万円 = **28万円**

**仕入** (10%対象) 110万円 × 10/110 = 10万円  
(8%対象) 54万円 × 8/108 = 4万円  
⇒ **仕入税額** : 10万円 + 4万円 = **14万円**

**納付税額** 28万円 - 14万円 = **14万円**

※売上・仕入の税率区分毎の合計に税率を乗じて税額計算

交付不可

事業者番号及び請求書番号の記載を義務付け

インボイス類似書類を交付した場合の罰則あり

○ **納付税額の計算方法**

**売上** 交付したインボイスに記載した税額をすべて集計  
⇒ **売上税額** = ○○円

**仕入** 交付を受けたインボイスに記載された税額をすべて集計  
⇒ **仕入税額** = △△円

**納付税額** ○○円 - △△円 = ■■万円

## 区分経理に対応した請求書等保存方式（6月5日資料B案）

- ① 売手が課税事業者か免税事業者にかかわらず、区分記載請求書等（軽減品目に印を付した上で、税率毎に取引金額を記載した請求書をいう。）の交付及び保存を義務付け。また、区分記載請求書等の不交付及び偽りの税率区分を記載した請求書等の交付行為に対しては罰則。
- ② 買手は、区分記載請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる（売手側への発行の義務付けにより、標準税率のモノと軽減税率のモノとを区別して仕入税額控除の計算ができることを、制度的に担保）。  
 （注）ただし、売手が税率区分を誤った請求書を発行したとしても、買手は、売手に請求書の再発行を求めなく正しい税率区分で控除することができる。
- ③ 免税事業者も課税事業者と同様の請求書等を交付できる。（この結果、買手は免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除が可能。）  
 （注）免税事業者は、納税義務を免除されているので、請求書に税額を記載することはできない。
- ④ 納付税額の計算方法：売上税額、仕入税額ともに、課税期間における課税売上高、課税仕入高を税率毎に区分して集計し、集計された合計額にそれぞれ税率を乗じることにより計算。

### 売手（課税事業者）



### 売手（免税事業者）



③交付義務あり

③交付義務あり

請求書		
〇〇御中		
11月分	21,800円（税込）	
11/1	食料品※	5,400円
11/8	雑貨	5,500円
	：	
	合計	21,800円
	（うち10%対象）	（11,000円）
	（うち8%対象）	（10,800円）
注）※印は軽減税率（8%）適用商品		

③控除可能

③控除可能

③（注）

### 買手



②区分記載請求書等の保存が仕入税額控除の要件

①交付義務あり  
保存義務あり  
不交付及び税率区分を偽った請求書を発行した場合の罰則あり

### ○ 納付税額の計算方法【④】

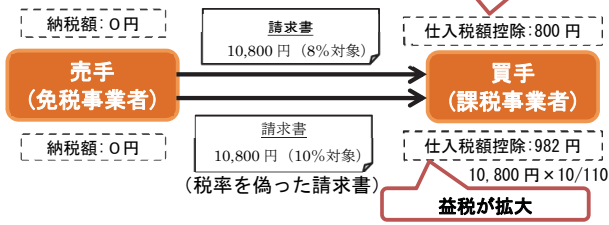
売上（10%対象）220万円×10/110=20万円    仕入（10%対象）110万円×10/110=10万円  
 （8%対象）108万円×8/108=8万円        （8%対象）54万円×8/108=4万円  
 ⇒ **売上税額：20万円+8万円=28万円**        ⇒ **仕入税額：10万円+4万円=14万円**

納付税額 28万円-14万円=14万円 ※売上・仕入の税率区分毎の合計に税率を乗じて税額計算

### 【留意点等】

- E-U型インボイス方式と異なり、区分記載請求書等には、商品毎の税額の記載は要さず、仕入税額控除にあたっては、税額の積上げ計算を必要としない仕組み。このため、売手と買手が相互にチェック・監視して真正性を担保する仕組みが働かないことにより、誤った請求書等が交付された場合に売手と買手が異なる税率で計算するという問題や、免税事業者にとって事実と異なる記載をする誘因が働くという問題がある。ただし、区分記載請求書等の交付義務付け・罰則によって、
  - ✓ 適切な区分記載請求書等の発行が一定程度は担保されるため、買手が適切な区分記載請求書等の交付を受けられる可能性が高い。
  - ✓ 売手と買手の力関係による請求書不交付等のリスクは一定程度解消される。
  - ✓ 免税事業者による、偽りの税率区分を記載した区分記載請求書等の発行についても、一定程度抑えられるか。
- 買手は、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除が可能であるため、売手が免税事業者かどうかを確認することなく、取引ができる。
  - ✓ このため、免税事業者が取引から排除されるという問題は生じない。
  - ✓ ただし、課税売上高が1千万円を下回る中小零細事業者である免税事業者に適用税率を正確に判断させることが、事務処理能力上可能かという事実上の問題がある。
    - ✓ 加えて、免税事業者に対し、自らの納税には結びつかない税率を判断して請求書を発行すべしという新たな義務を課すことになり、事務処理能力に配慮して導入されている事業者免税点制度の趣旨との矛盾をきたすのではないかという問題がある。
    - ✓ また、500万を超える免税事業者に、新たに適用税率を判断させるためには、税務当局・関係民間団体をはじめとする体制の構築と十分な準備期間・経過期間が不可欠。免税事業者の側には、罰則を避けたいというインセンティブはあるものの、目に見えるメリットは乏しいため、指導には困難が予想される。

- 複数税率制度において、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除を認める制度とすると、免税事業者が税率を偽ることで、いわゆる益税が拡大するおそれがある。（適正な請求書）



売手側の納税のない控除（従来のいわゆる益税）

益税が拡大

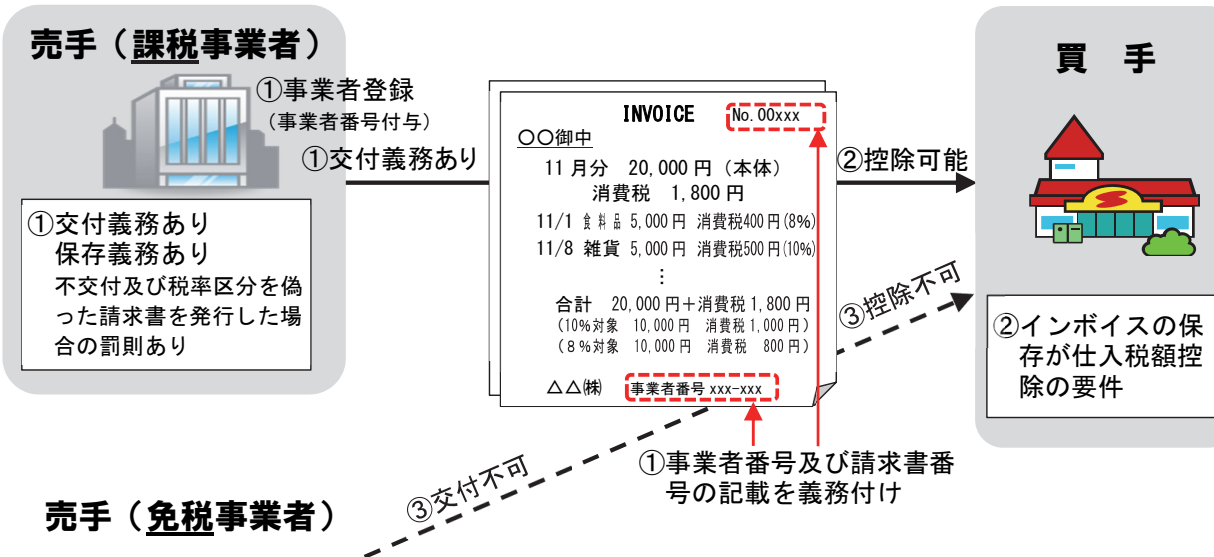
- 現行制度において、事業者免税点制度を悪用した不正は後を絶たない。新設法人が免税事業者となることを利用して子会社の設立・解散を繰り返して納税義務を免れる事例や、多数の子会社に売上を分散し、売上を免税点以下に抑える事例などが見られる。

- 軽減税率の導入により、悪意のある課税事業者が、軽減税率品目の仕入を行う際、自ら設立した新設法人を経由させ、当該新設法人から標準税率品目と偽って記載した請求書等を受け取ることによって、税率差分を利得するといった新たな不正が行われる可能性がある。



# E U型インボイス方式（6月5日資料D案）

- ① 登録事業者(事業者番号(VAT-ID 番号)の付与を受けた事業者)に対して、VAT インボイス(事業者番号、請求書番号、作成者、交付を受ける者、課税資産の譲渡等の内容及び適用税率、適用税率別対価の額の合計額及び消費税額等が記載された請求書等をいう。)の交付及び保存を義務付け。また、インボイスの不交付及び偽りの税率区分を記載したインボイスの交付行為に対しては罰則。
- ② 買手は、インボイスの保存が仕入税額控除の要件。
- ③ 免税事業者である売手はインボイスを交付できず、買手も免税事業者からの仕入は仕入税額控除の対象外。
- ④ 免税事業者が行うインボイス類似書類の交付行為に対して罰則を設けるとともに、当該書類に基づく仕入税額控除を認めない。
- ⑤ 納付税額の計算方法: 売上税額は、交付したインボイスに記載した消費税額を基礎として計算。仕入税額は、交付を受けたインボイスに記載された消費税額を基礎として計算。



## 【留意点等】

- E U型インボイス方式は、インボイスに作成者、交付を受ける者、課税資産の譲渡等の内容及び適用税率、適用税率別の対価の額の合計額及びそれに対応する消費税額等、事業者番号 (VAT-ID 番号) 及び請求書番号の記載を義務付ける仕組み。事業者番号及び請求書番号の記載により
  - ✓ インボイスの事後的な追跡が容易となるため、より適正なインボイスの交付が期待できる。
  - ✓ また、インボイスに記載された事業者番号を用いて、税務執行における取引情報等の名寄せが容易となる。
- 請求書に記載された税額に基づき、納付税額を計算する仕組みであるため、売手・買手の間で相互けん制が働き、適切に記載されたインボイスの交付が期待できる。
- 課税事業者に対してインボイスの交付を義務付ける一方で、免税事業者にはインボイスの交付を認めない仕組み。
  - ✓ このため、税率区分毎に集計する必要はなく、インボイスに記載された税額に基づき納税額を計算することが可能。
  - ✓ 仮に適用税率を誤ったインボイスが交付されたとしても、売手は記載税額に基づき売上税額を計算し、買手は記載税額に基づいた仕入税額控除を行うため、原則として税込上の問題は治癒される。
- 免税事業者からの仕入が仕入税額控除の対象外となるため、買手は、取引の相手方が課税事業者か否かを確認する必要があるが、
  - ✓ 事業者番号を用いた照会制度の構築により、確認は容易。
  - ⇒ 免税事業者がインボイス類似書類を交付した場合、同書類記載の税額を納付する義務を課する。一方、買手は、善意悪意を問わず、同書類に基づく仕入税額控除は否認（英、独の例）
  - ✓ 免税事業者は、課税選択することによりインボイスの発行が可能。ただし、課税選択をしなければ、取引相手から求められてもインボイスを発行することができないため、取引を避けられる可能性がある。
  - (注) 課税選択する場合には、納税事務の負担が生ずるという問題はあるが、課税事業者となることによって仕入税額控除ができるというメリットもあり、全ての事業者の消費税負担が増えるとは限らないことに留意。

## ○ 納付税額の計算方法【⑤】

売上 交付したインボイスに記載した税額をすべて集計 ⇒ **売上税額** = ○○円  
 仕入 交付を受けたインボイスに記載された税額をすべて集計 ⇒ **仕入税額** = △△円  
 納付税額 ○○円 - △△円 = ■■万円

区分経理のための仕組みについて(課題毎の比較)

	区分経理に対応した請求書等保存方式 (6月5日資料B案)	EU型インボイス方式 (6月5日資料D案)	現行方式
<p>I 制度導入前と比較した請求書等の発行事務の増加、経理事務の負担</p>	<p>(1) 請求書等に係る事務負担                      売手：現行に比べ記載事項の追加による事務負担増が発生。                      ・ 軽減品目に「※」印を付す                      ・ 適用税率別の取引金額の合計額また、請求書等の交付が義務化される                      買手：保存義務は現行と同じ。</p> <p>(2) 経理事務の負担                      売手：個々の売上品目毎の税率区分の判断事務、請求書毎かつ税率区分毎の売上金額の集計事務が必要。                      買手：個々の仕入品目毎の税率区分の判断事務、税率区分毎の仕入金額の集計事務が必要。</p> <p>(売手の負担は免税事業者においても同様)</p>	<p>(1) 請求書等に係る事務負担                      売手：品目毎の適用税率の記載については左案と概ね同等(=「※」の記載)                      品目毎の適用税額、事業者番号及び請求書番号の記載が増加                      買手：保存義務につき左案と同じ</p> <p>(2) 経理事務の負担                      売手：左案に比して、                      ・ 個々の売上品目毎の税率区分の判断事務は同等                      ・ 税率区分毎の売上金額の集計事務は不要。売上税額は請求書記載の税額の積上計算によって算出                      買手：左案に比して、                      ・ 個々の仕入品目毎の税率区分の判断事務は基本的には不要(誤りがないかの確認等は必要)                      ・ 税率区分毎の仕入金額の集計事務は不要。仕入税額は請求書記載の税額の積上計算によって算出</p>	<p>買手は請求書等の保存が仕入税額控除の要件。売手に請求書等の交付義務なし。</p> <p><b>請求書等の記載事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成者の氏名又は名称</li> <li>・ 課税資産の譲渡等を行った年月日</li> <li>・ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容</li> <li>・ 対価の額 等</li> </ul>
<p>II 適正な請求書等が発行されることの担保(単純な間違いや自己に有利な虚偽記載が発生する可能性)</p> <p>(例1) 売手が、買手側が過大な仕入税額控除ができるように、軽減税率のモノを標準税率と偽った請求書を発行し、その一方で売手側自らの納税は、軽減税率で行うといった不正が行われる可能性。</p> <p>(例2) 悪意のある課税事業者が、新設法人は免税事業者になるとの制度を悪用して法人を設立し、その新設法人を経由して軽減税率品目の取引を行いつつ、標準税率品目の取引として請求書等を受け取り、税率差分を利得するといった不正が行われる可能性。</p>	<p>EU型インボイス方式に比べ担保は弱い。</p> <p>(理由)</p> <p>① 売手が免税事業者の場合には売手と買手の相互チェックが働かないため、買手の求めに応じて、事実と異なる記載をする誘因が働く。</p> <p>② EU型インボイス方式と異なり請求書等への税率区分の表示(※を付す)は、納付税額の計算過程とは直接の関係がなく、また、当該請求書等を基に納付税額を計算することが義務付けられていないため、課税事業者(特に売手)であっても、取引相手に有利な請求書等を発行するなど、不適切な表示を行う誘因は残る。</p> <p>(注) 売手が請求書に記載した税率区分を、事後的に確認するためには、請求書でなく、実際の商品等にまで遡って確認する必要があるが、税務調査が行われるときには既にその商品等は販売・消費されているため、検証が難しい。この点はB案・D案に共通。</p>	<p>適正請求書の担保は強い。</p> <p>(理由)</p> <p>① 売手・買手ともに、請求書等に記載された税額を通じて納付税額を計算するため、相互けん制が働き、適切なインボイスの交付が期待できる。</p> <p>② 仮に適用税率を誤ったインボイスが交付されたとしても、買手の仕入税額控除を通じて、税収上の問題は治癒される。 (⇒ 課税の適正性を確保するために、税務当局が個別商品の税率区分の正誤を確認する必要性は乏しい。)</p> <p>③ 事業者番号を通じ、売手が課税事業者かを買手が確認できるため、適正な請求書等の交付が期待できる。</p> <p>(注) なお、関係者が通謀して虚偽のインボイスを利用した脱税スキームが欧州において存在。</p>	<p><b>適正請求書発行の担保</b></p> <p>法定の記載事項を満たした請求書等の保存が、買手側の仕入税額控除の要件であるため、買手は売手に適正な請求書等の発行を求めることになる(対価の額等、記載事項の正確性を担保)。</p> <p>一方、売手側は、発行した請求書等を基に売上税額を計算することは義務付けられていない。</p> <p>取引金額については、売手・買手の取引の記録として、経理全般、法人税や所得税の額の計算など、多くの面で必要となることから、相互チェックが働く。</p> <p>(注) 単一税率である現行制度でも、非課税品目を課税対象と偽った不正が発生する可能性はあるが、事業者間取引の対象となる非課税品目は限られている。</p>

	区分経理に対応した請求書等保存方式 (6月5日資料B案)	EU型インボイス方式 (6月5日資料D案)	現行方式
<p>Ⅲ とりわけ売手が免税事業者である場合に</p> <p>① 買手側が軽減税率のものを標準税率のものとして請求書等に記載させ、買手側が納付税額を過少申告する誘因の高さ、あるいは、そうした不正が発生する可能性</p> <p>② 免税事業者から税率区分が誤った請求書等の交付を買手側が受けるリスク</p>	<p>① 高い</p> <p>② リスク中</p> <p>(理由) 免税事業者の場合は取引税率が異なっても納税義務が免除されている状況に変わりがないため、相互けん制が働かず、事実と異なる記載(軽減⇒標準)をする誘因が働く。ただし、罰則により一定程度抑えられるか。</p>	<p>① 左案より相当低下</p> <p>(理由) 税務調査で売手が免税事業者かどうかを確認すれば容易に否認できるため、買手から虚偽の請求書等の発行を求めるリスクは左案に比べ相当低い。 また、事後的な確認は事業者番号を通じ迅速に可能。</p> <p>② リスクは制度上はない。</p> <p>(理由) 売手が課税事業者かどうかは事業者番号で確認することが可能。 (注)インボイスに記載された課税事業者と実際の売手が異なる「なりすまし」まで確認するものではない。</p>	
<p>Ⅳ 前段階までの納付税額以上の仕入税額控除がなされ、最終的な納付税額が過小となる、いわゆる「益税」の発生</p>	<p>生じる(益税の拡大のリスクあり)</p> <p>(理由) 納税義務が免除されている免税事業者からの仕入について税額控除を認める制度であるため。 更に、軽減税率のものを標準税率のものと偽って請求書等に記載することによる過大な仕入税額控除により、「益税」が拡大するおそれ。</p>	<p>生じない</p> <p>(理由) 免税事業者からの仕入について税額控除を認めない制度であるため。</p>	<p>生じる</p> <p>(理由) 納税義務が免除されている免税事業者からの仕入について税額控除を認める制度であるため。</p>
<p>Ⅴ 取引の中間段階に入る免税事業者への影響</p>	<p>(1) 取引から排除されるかどうかという点は、現行と変わらない。</p> <p>(2) ただし、免税事業者にも、制度上及び事実上、事務負担増等が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの納税義務は免除されているにもかかわらず、適用税率の区分の判断とそれを記載した請求書等の発行という義務・事務負担を負う。</li> <li>・ BtoC取引が基本であっても、事業者である買手から求められた場合、税率を区分した請求書等を交付する義務が生じるため、準備が必要。</li> </ul>	<p>(1) 免税事業者は、課税選択することによりインボイスの発行が可能。ただし、課税選択をしなければ、取引相手から求められてもインボイスを発行することができないため、取引を避けられる可能性がある。</p> <p>(2) 免税事業者のままであれば、事務負担は現在と変わらない。</p> <p>(3) BtoC取引が基本であれば、免税事業者のままで特に支障はないか。</p>	<p>売手である免税事業者の発行した請求書等による、買手側の控除を認めているため、取引からの排除という問題は生じない。</p>



## 簡易課税制度における対応

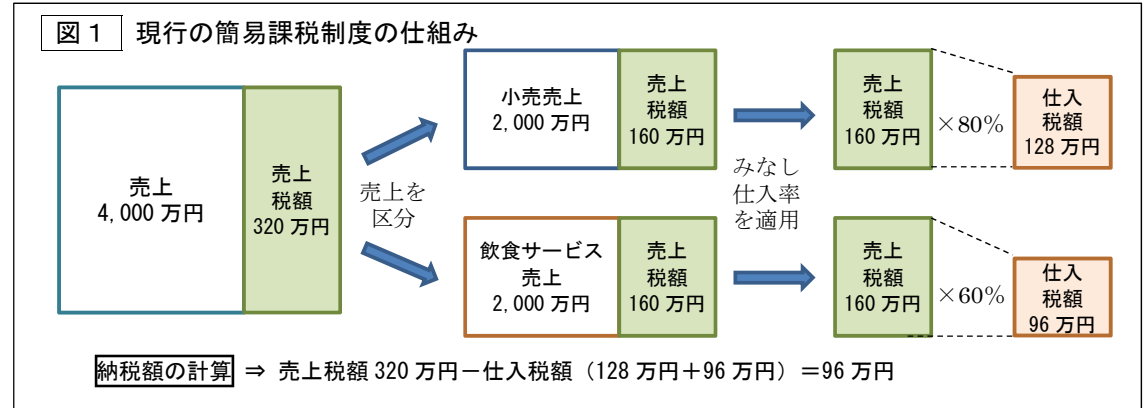
### 1. 簡易課税制度の仕組み

○ 簡易課税制度は、『売上税額(売上高×税率)』×『みなし仕入率』を『仕入税額(仕入高×税率)』とみなす制度。

仕入率は、事業ごとに異なるため、みなし仕入率は事業単位で設定。したがって、一の事業者であっても複数の事業を営む場合には、その事業ごとに売上高を把握し、事業ごとのみなし仕入率を当てはめて、仕入税額を算出することとなる(図1)。

(注1) 現行の「みなし仕入率」は、簡易課税の適用対象となる事業者の中から業種ごとにサンプルを抽出し、個別の事業者から提出された申告書に添付されている決算書等进行分析・集計することによって把握された仕入率(課税売上高に占める課税仕入高の割合)を参考に設定されている。

(注2) 消費税の課税事業者数は 312 万事業者、うち、簡易課税事業者は 126 万事業者(平成 24 年度)



### 2. 複数税率制度における簡易課税制度

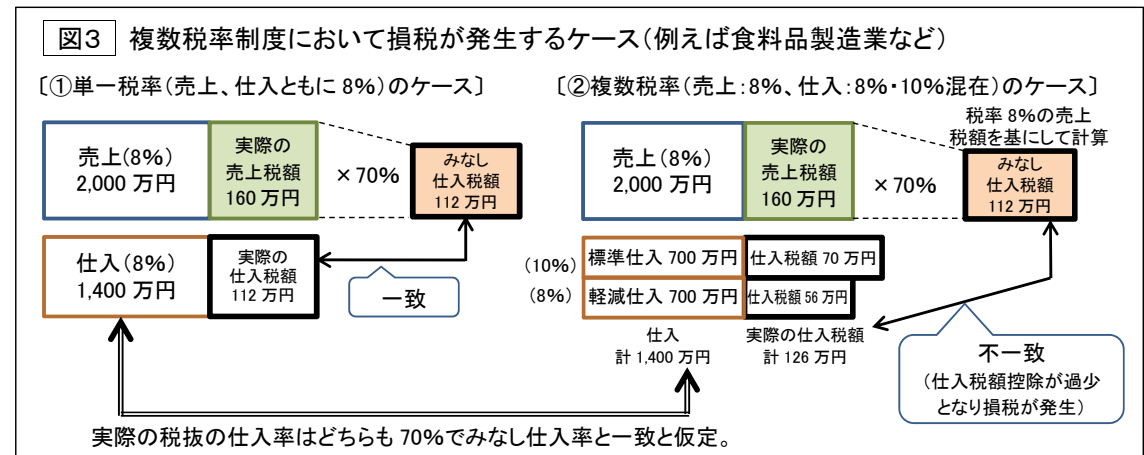
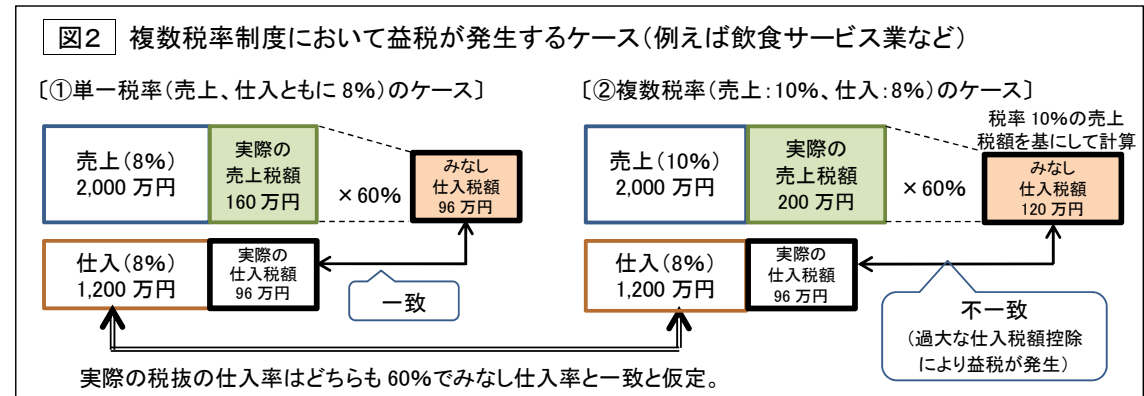
✓ 単一税率制度の下では、売上に適用される税率と仕入に適用される税率は同じであるため、実際の仕入率とみなし仕入率が同一の場合には、みなし仕入率を用いて計算した仕入税額と、実際の仕入税額に差は生じない(図2①、図3①)。

✓ これに対し、複数税率制度の下において、現行の業種区分を変更せずにそのままのみなし仕入率を適用した場合には、売上の税率と仕入に適用される税率が異なっても、結果として、売上に適用される税率を基に仕入税額の計算が行われることとなる。このため、税抜の実際の仕入率とみなし仕入率が同一であっても、売上・仕入に適用される税率が異なる場合には、みなし仕入率を用いて計算した仕入税額と、実際の仕入税額が一致せず、益税(図2②)又は損税(図3②)が発生することとなる。

✓ したがって、複数税率制度下での簡易課税制度においては、売上又は仕入に複数の税率が適用される可能性のある業種について、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとにみなし仕入率を設定する必要がある。

(参考)ドイツの平均率課税制度(日本の簡易課税制度に相当)においては、40業種に区分した平均率(売上高×平均率=仕入税額)が設定されており、飲食料品小売業だけをみても、次の業種区分毎に平均率が設定されている。

- ・魚・魚製品小売業(6.6%)
- ・牛乳・乳製品小売業(6.4%)
- ・自然食品小売業(8.5%)
- ・野菜・果物小売業(6.4%)
- ・食品・嗜好品小売業(8.3%)
- ・菓子小売業(6.6%)



## みなし仕入率の見直しに係る対応案

現行

(業種)	卸売業	小売業	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	料理 飲食業	金融業及 び保険業	運輸・ 通信業	サー ビス業	不動 産業
〔みなし 仕入率〕	90%	80%	70%	70%	70%	70%	60%	60%	50%	50%	40%

見直し(案)

〔見直し〕

(業種)	農林 水産業
〔みなし 仕入率〕	〇〇%

〔食品製造業を分離〕

食品 製造業	その他の 製造業
〇〇%	〇〇%

〔細分化〕

.....	...
〇〇%	

〔細分化〕

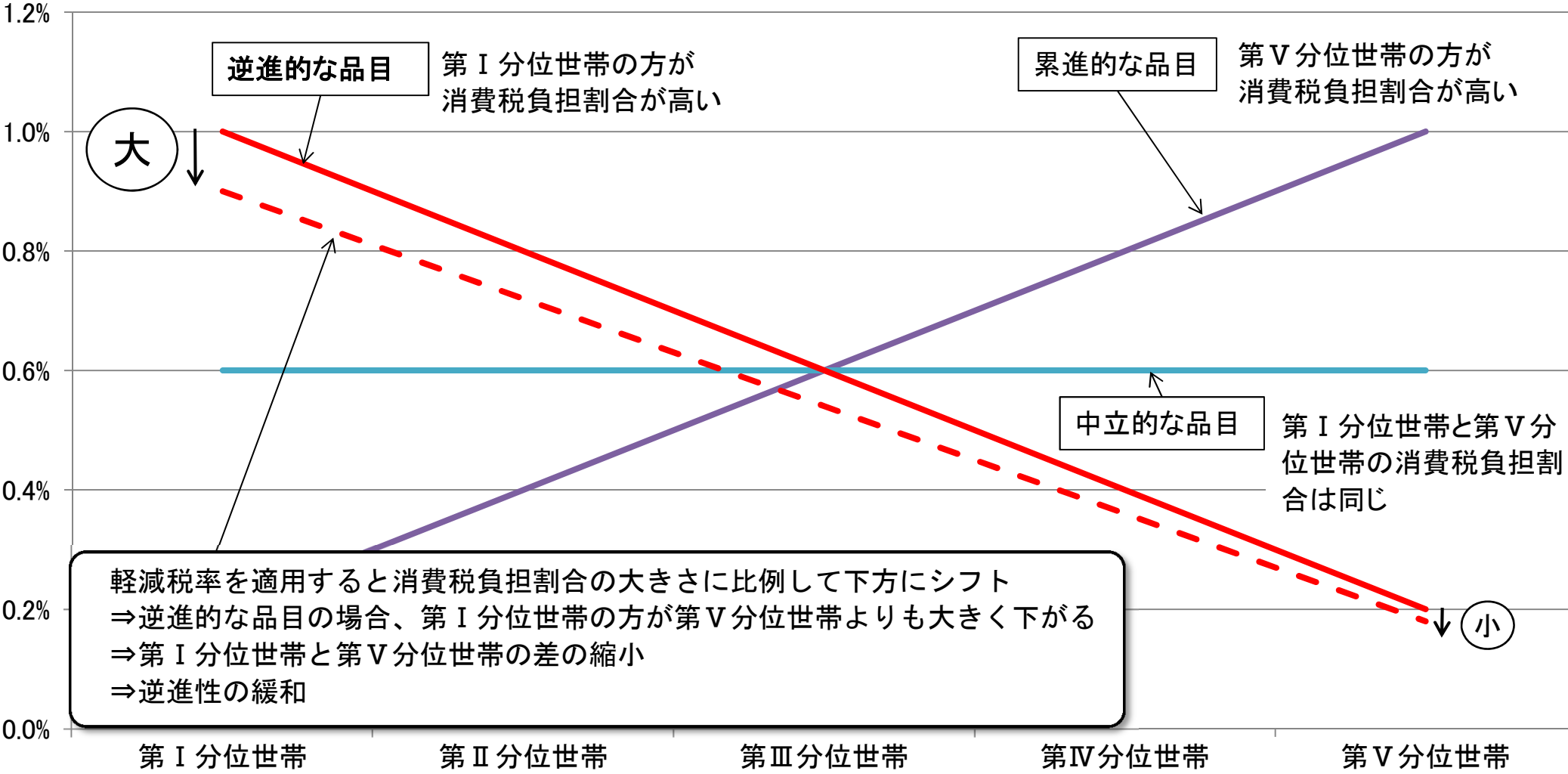
...	...

※上記の見直しは、軽減税率導入後3年を目途に、実態を把握の上、実施することとし、それまでの間は現行の業種区分及びみなし仕入率を存続させる。



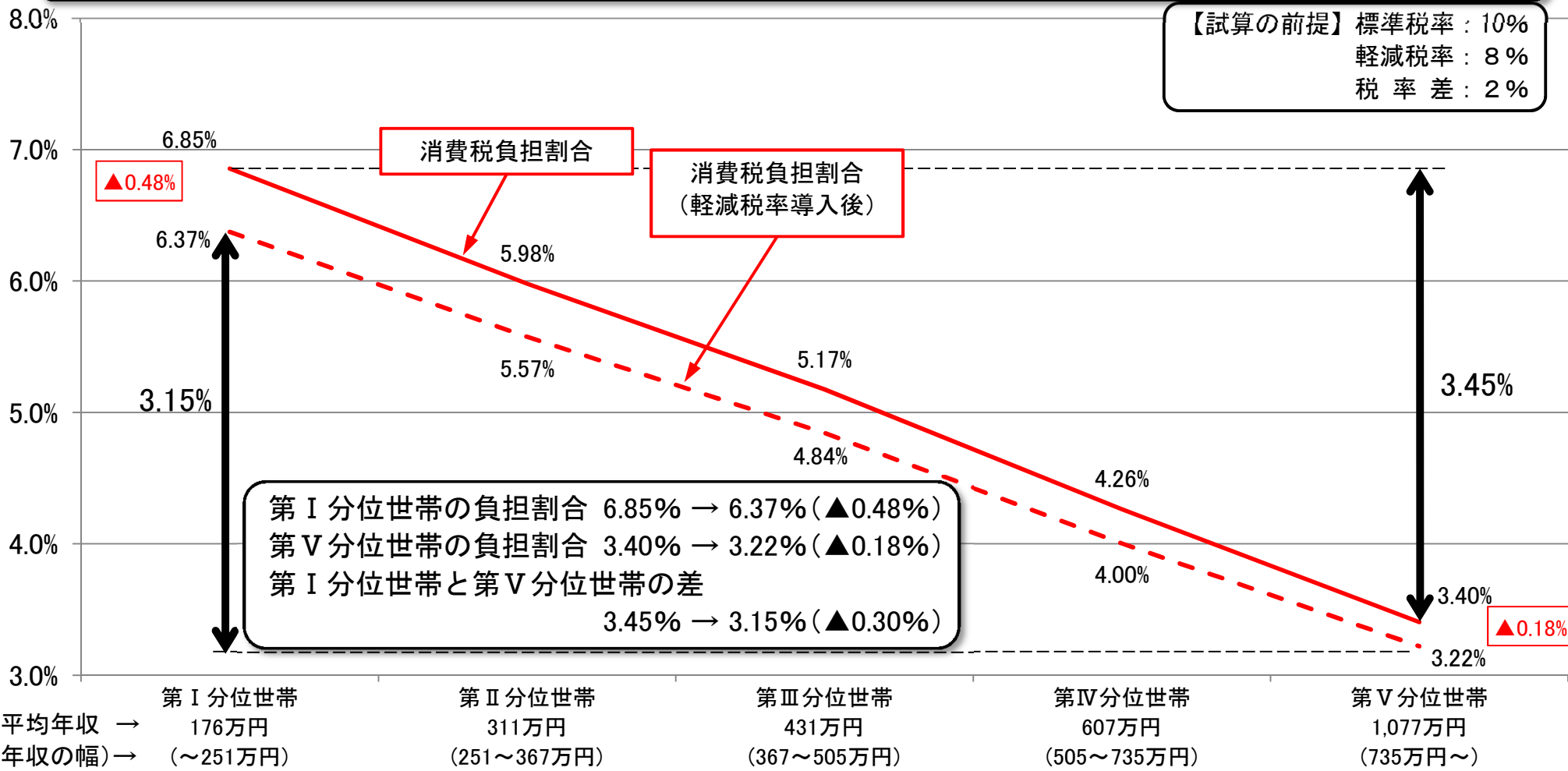
軽減税率による逆進性緩和の効果について

分位別の消費税負担割合（消費税負担額の収入金額に対する割合）のグラフが右下がりな品目ほど逆進的なことから、軽減税率はこうした品目に対して適用し、逆進性を緩和。



軽減税率による逆進性の緩和(軽減対象:酒類を除く飲食料品の場合)

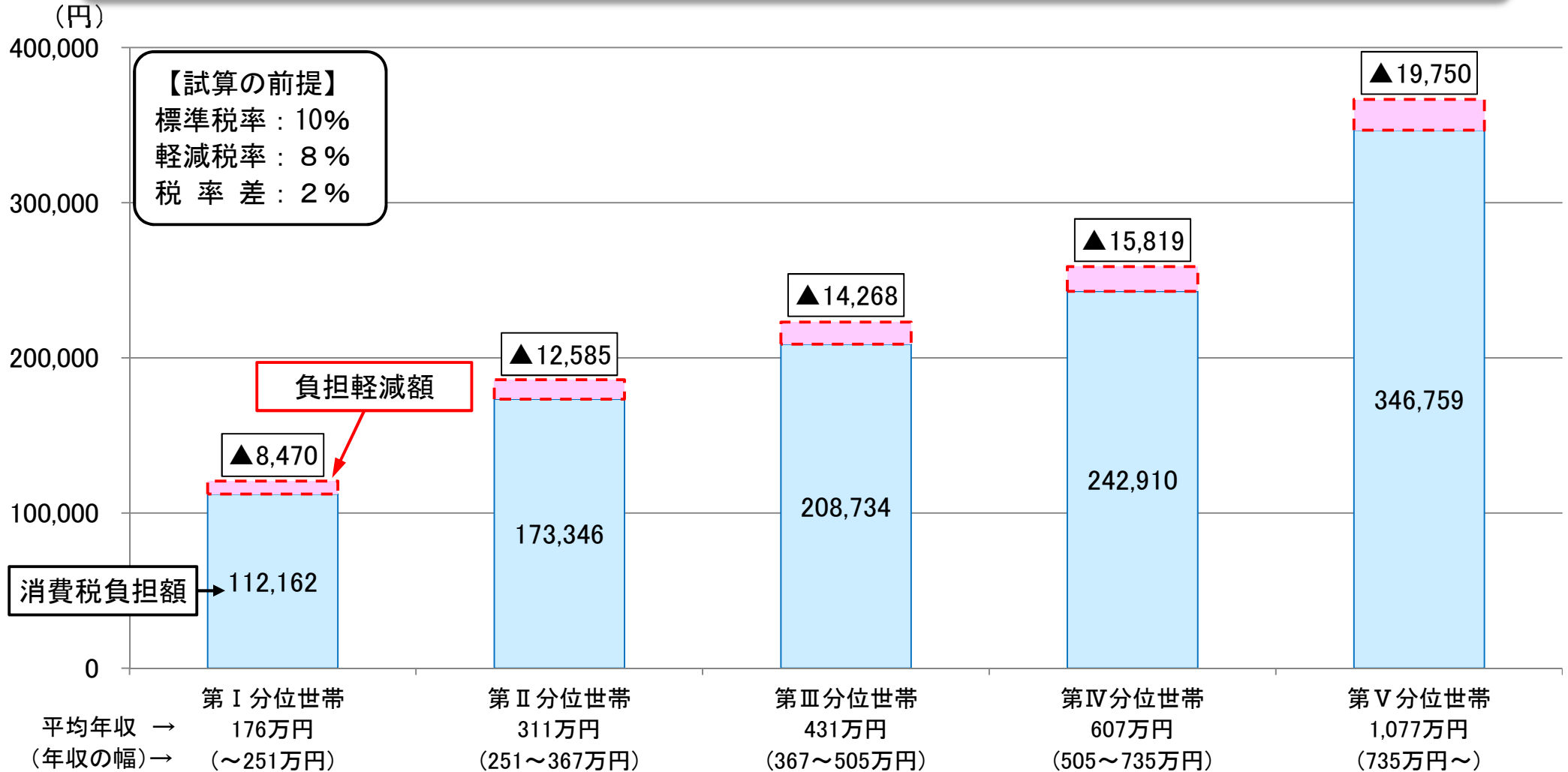
軽減税率の導入により、家計調査における第I分位世帯の消費税負担割合(消費税負担額の収入金額に対する割合)は6.85%から6.37%へ0.48%低減、第V分位世帯の消費税負担割合は3.40%から3.22%へ0.18%低減。この結果、第I分位世帯と第V分位世帯の消費税負担割合の差は3.45%から3.15%へ0.30%縮小。



(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)に基づき試算。  
 (注2) 消費税負担割合=消費税負担額/収入金額

軽減税率による低所得者への効果(軽減対象:酒類を除く飲食料品の場合)

軽減税率の導入により、家計調査における第I分位世帯の年間の消費税負担額は12万632円から11万2,162円へと8,470円減少し、第V分位世帯は36万6,509円から34万6,759円へと19,750円減少。

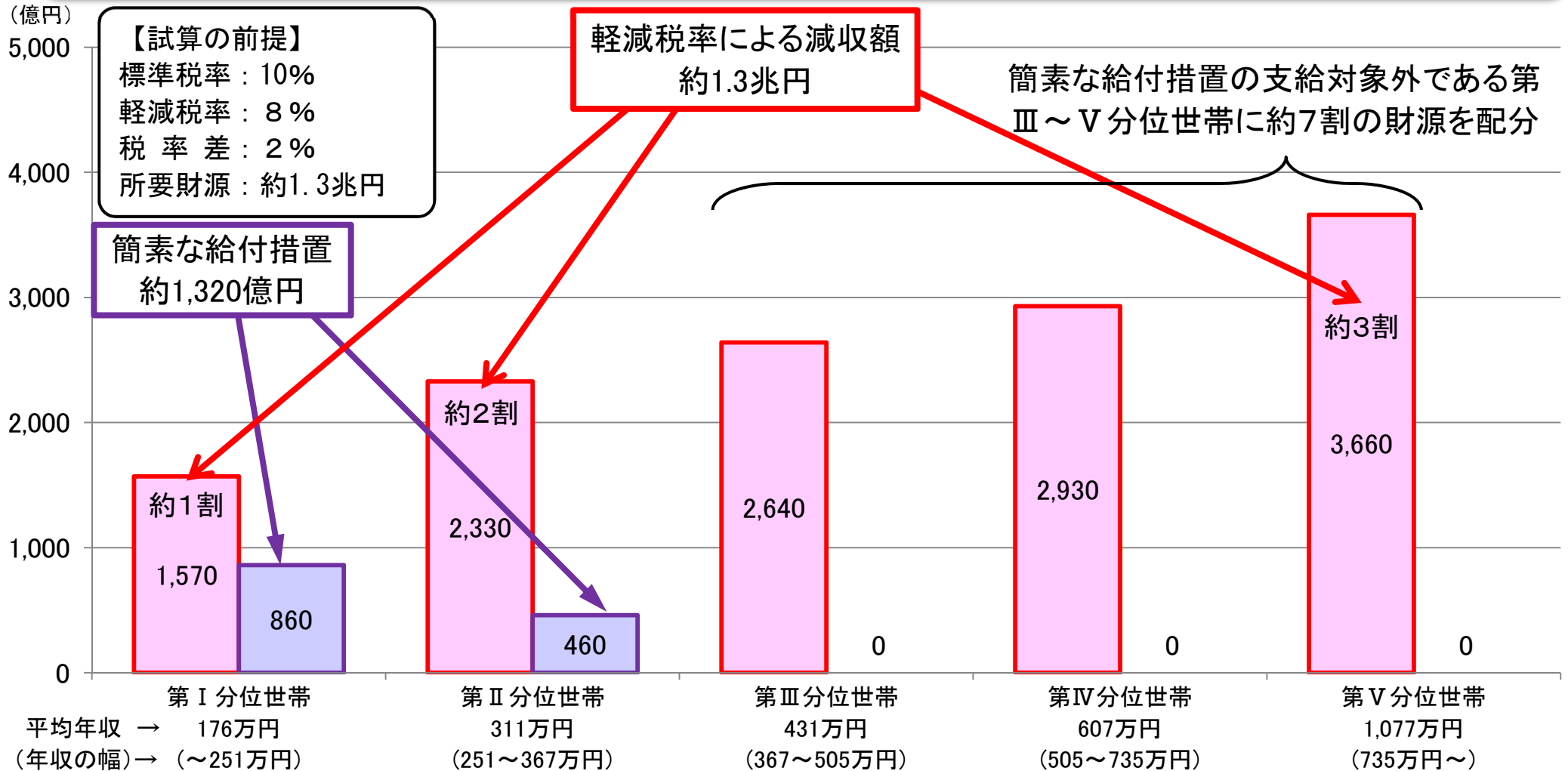


(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)に基づき試算。

(注2) 消費税負担額は、家計調査における支出金額に、標準税率対象品目は105分の10、軽減税率対象品目は105分の8を乗じて算出している。

軽減税率及び簡素な給付措置の財源の配分(軽減対象:酒類を除く飲食料品の場合)

所要財源の約3割は高所得者層である第V分位世帯に配分されることとなる。  
他方、簡素な給付措置の場合、低所得者層である第I分位世帯や第II分位世帯にその全額が配分されている。

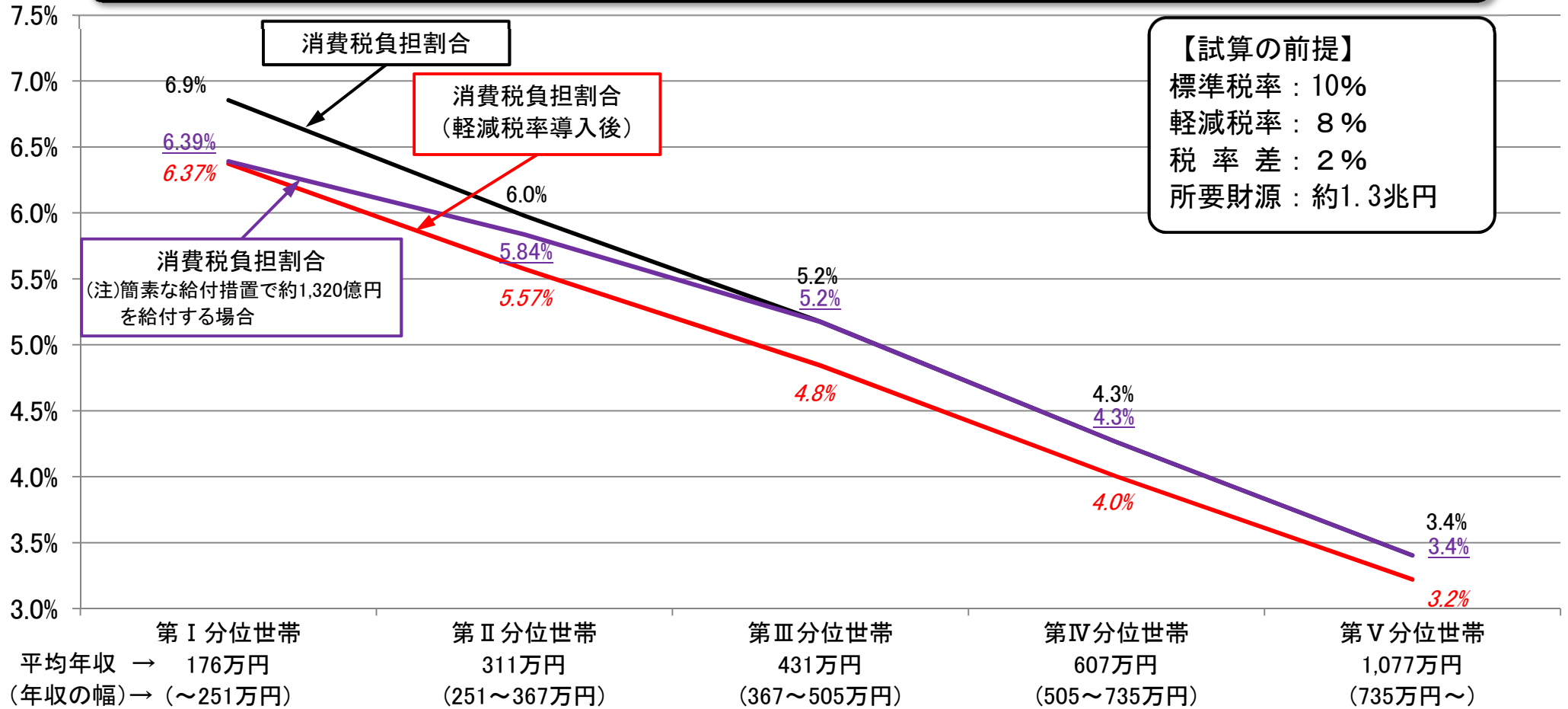


(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)及び総務省「国勢調査」(平成22年)に基づき試算。所要財源は、家計調査における消費支出を基に一定の前提をおいて推計したもの。

(注2) 財源の配分は、軽減税率については消費支出、簡素な給付措置については世帯人員数に基づき試算している。

軽減税率及び簡素な給付措置による消費税の負担軽減の効果(軽減対象:酒類を除く飲食料品の場合)

簡素な給付措置と異なり、軽減税率制度は全ての人々が恩恵を享受できる仕組みである。一方、高所得者層にも財源が配分されることとなるため、簡素な給付措置の廃止の影響も勘案すれば、かえって逆進性を高めることとなる。



【試算の前提】  
 標準税率：10%  
 軽減税率：8%  
 税率差：2%  
 所要財源：約1.3兆円

消費税負担割合  
 (注)簡素な給付措置で約1,320億円を給付する場合

(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)及び総務省「国勢調査」(平成22年)に基づき試算。所要財源は、家計調査における消費支出を基に一定の前提をおいて推計したもの。  
 (注2) 消費税負担割合=消費税負担額/収入金額  
 (注3) 軽減税率については、家計調査における支出金額に、標準税率対象品目は105分の10、軽減税率対象品目は105分の8を乗じて消費税負担額を算出し、簡素な給付措置については、第Ⅰ分位世帯に属する総人員数を推計し、その全員に給付が行われ、残余の財源が第Ⅱ分位世帯に配分されると仮定して負担軽減額を算出した上で、消費税の負担割合を試算している。



## 主な品目の購入頻度

飲食料品の購入頻度は高く、消費者は毎日なにがしかの飲食料品を購入していると考えられることから、日々の生活において税負担の軽減を実感し得る。

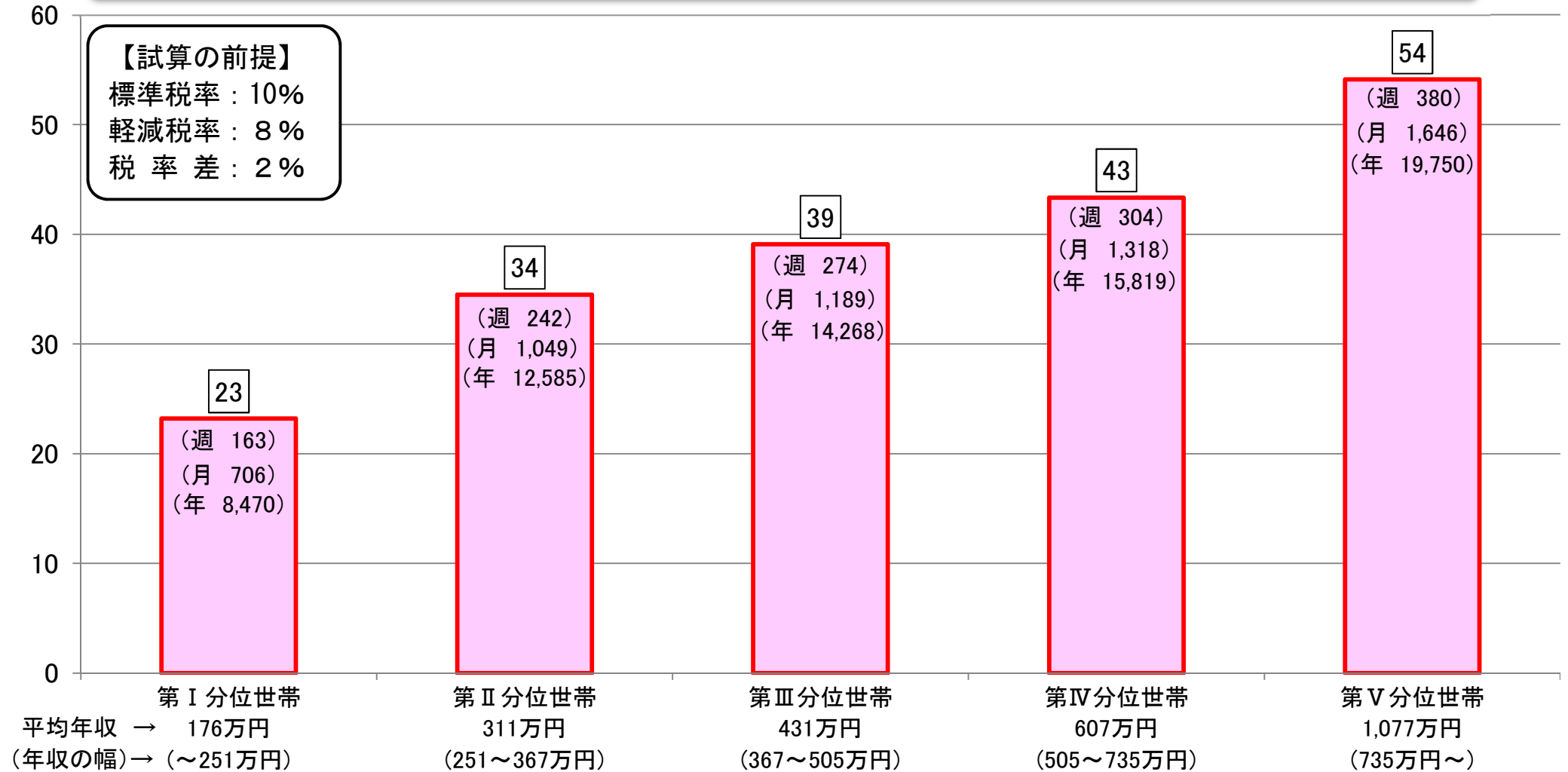
品目区分	購入頻度（1世帯・年間）
飲食料品	2,114.27
住居	6.75
光熱・水道	33.22
家具・家事用品	114.36
被服及び履物	45.45
保健医療	64.82
交通・通信	83.75
教育	4.74
教養娯楽	113.75
その他の消費支出	115.66

(注1)総務省「家計調査」(平成25年)に基づき作成。

(注2)購入頻度は、上記の各品目区分に含まれる個別の品目に対する支出の頻度の合計(例えば、同じ日に豚肉と牛乳を購入した場合、飲食料品の購入頻度は2とカウントされる)。

軽減税率による1日当たりの負担軽減額(軽減対象:酒類を除く飲食料品の場合)

税率の軽減幅を2%と仮定すると、日々の買い物における低所得者世帯の負担軽減額は、第I分位世帯で約23円程度、1週間に1度まとめ買いをすると想定して約160円程度。

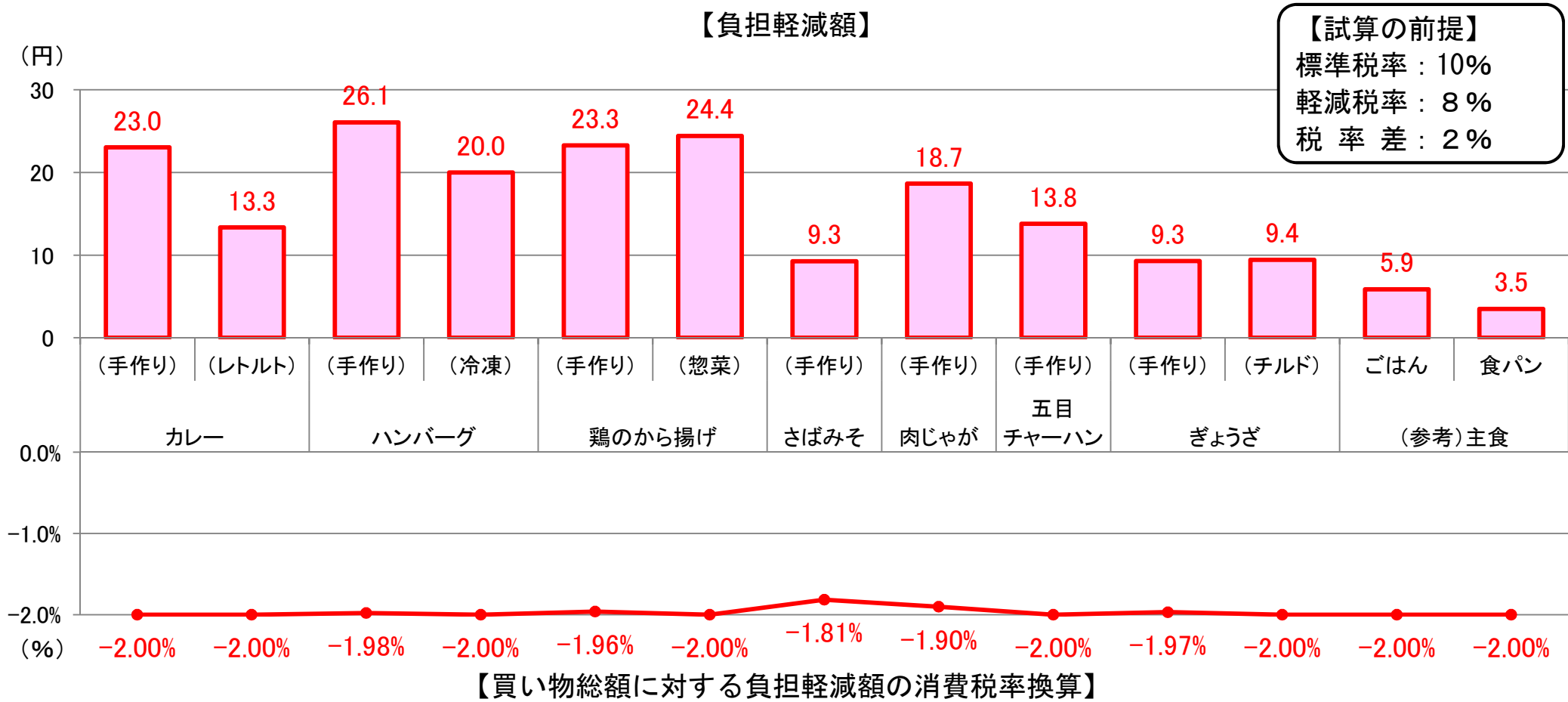


(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)に基づき試算。

(注2) 家計調査における軽減税率対象品目に係る支出金額に105分の2を乗じた上で、1日当たりは365、1週間当たりは52、1か月当たりは12で除して試算している。

おかず1品(4人分)当たりの負担軽減額(軽減対象:酒類を除く飲食料品)

酒類を除く飲食料品全般を対象としているため、食材のみを購入する場合には、買い物総額に対する負担軽減額は、税率軽減幅(2%)とほぼ同じになる。



(注1) NHK出版「別冊きょうの料理 定番料理の黄金レシピ」等を参考に試算。  
 (注2) 価格は、総務省「小売物価統計調査」(平成25年)の東京都区部の価格、農林水産省ホームページ等を基に算出。  
 (注3) 分量が「少々」等とされているものは価格をゼロとした。なお、水など一部の材料は分量や単価が僅少なため、試算の結果、価格がゼロとなる。

カレー(手作り)



【試算の前提】

- 軽減対象: 酒類を除く飲食料品
- 標準税率: 10%
- 軽減税率: 8%
- 税率差: 2%

材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
カレールウ	1/2 箱	106	軽減	104	1.9
豚肉	250 グラム	631	軽減	620	11.5
たまねぎ	2 個	94	軽減	92	1.7
じゃがいも	1と1/2 個	71	軽減	70	1.3
にんじん	1/2 本	38	軽減	37	0.7
サラダ油	1 大さじ	4	軽減	4	0.1
水(カレー用)	850 ml	0	標準	0	0.0
米	4 合	323	軽減	317	5.9
水(炊飯用)	4 カップ	0	標準	0	0.0
合計		1,267	9品目	1,244	23.0
軽減税率対象品目			7品目	1,244	23.0
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		2品目	0	(▲2.0%)

カレー(レトルト)



材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
レトルトカレー	4 箱	411	軽減	404	7.5
米	4 合	323	軽減	317	5.9
水(炊飯用)	4 カップ	0	標準	0	0.0
合計		734	3品目	721	13.3
軽減税率対象品目			2品目	721	13.3
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		1品目	0	(▲2.0%)

(注1)NHK出版「別冊きょうの料理 定番料理の黄金レシピ」等を参考に試算。  
 (注2)価格は、総務省「小売物価統計調査」(平成25年)の東京都区部の価格、農林水産省ホームページ等を基に算出。  
 (注3)分量が「少々」等とされているものは価格をゼロとした。なお、水など一部の材料は分量や単価が僅少なため、試算の結果、価格がゼロとなる。  
 (注4)端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

## ハンバーグ(手作り)



材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
合いびき肉	400 グラム	524	軽減	514	9.5
たまねぎ	1/2 個	24	軽減	24	0.4
生パン粉	20 グラム	27	軽減	27	0.5
牛乳	4 大さじ	13	軽減	13	0.2
溶き卵	1 個	23	軽減	23	0.4
塩	1/2 小さじ	0	軽減	0	0.0
こしょう	少々	0	軽減	0	0.0
にんじん	1 本	76	軽減	75	1.4
スナックえんどう	160 グラム	694	軽減	681	12.6
トマトケチャップ	4 大さじ	25	軽減	25	0.5
赤ワイン	2 大さじ	15	標準	15	0.0
ウスターソース	1 大さじ	7	軽減	7	0.1
水	1 大さじ	0	標準	0	0.0
バター	2 小さじ	16	軽減	16	0.3
サラダ油	4 小さじ	5	軽減	5	0.1
合計		1,449	15品目	1,423	26.1
軽減税率対象品目			13品目	1,408	26.1
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		2品目	15	(▲2.0%)

(注1)NHK出版「別冊きょうの料理 定番料理の黄金レシピ」等を参考に試算。

(注2)価格は、総務省「小売物価統計調査」(平成25年)の東京都区部の価格、農林水産省ホームページ等を基に算出。

(注3)分量が「少々」等とされているものは価格をゼロとした。なお、水など一部の材料は分量や単価が僅少なため、試算の結果、価格がゼロとなる。

(注4)端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。



## ハンバーグ(冷凍)



材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
ハンバーグ	4 個	1,100	軽減	1,080	20.0
合計		1,100	1品目	1,080	20.0
軽減税率対象品目			1品目	1,080	20.0
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		0品目	0	(▲2.0%)

## 鶏のから揚げ(手作り)



材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
鶏肉	750 グラム	982	軽減	964	17.9
酒	3と1/5 大さじ	25	標準	25	0.0
水	3と1/5 大さじ	0	標準	0	0.0
しょうゆ	2と2/5 大さじ	9	軽減	9	0.2
塩	1と3/5 小さじ	1	軽減	1	0.0
にんにく	1と3/5 かけ	29	軽減	28	0.5
しょうが	16 グラム	19	軽減	19	0.3
小麦粉	8 大さじ	17	軽減	17	0.3
かたくり粉	6と2/5 大さじ	27	軽減	27	0.5
サラダ油	3と1/5 カップ	197	軽減	193	3.6
合計		1,306	10品目	1,283	23.3
軽減税率対象品目			8品目	1,258	23.3
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		2品目	25	(▲2.0%)

(注1)NHK出版「別冊きょうの料理 定番料理の黄金レシピ」等を参考に試算。

(注2)価格は、総務省「小売物価統計調査」(平成25年)の東京都区部の価格、農林水産省ホームページ等を基に算出。

(注3)分量が「少々」等とされているものは価格をゼロとした。なお、水など一部の材料は分量や単価が僅少なため、試算の結果、価格がゼロとなる。

(注4)端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

## 鶏のから揚げ(惣菜)



材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
からあげ	750 グラム	1,344	軽減	1,320	24.4
合計		1,344	1品目	1,320	24.4
軽減税率対象品目			1品目	1,320	24.4
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		0品目	0	(▲2.0%)

## さばみそ(手作り)



材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
さば(切り身)	4 切れ	335	軽減	329	6.1
しょうが	2 かけ	29	軽減	28	0.5
ししとうがらし	8 本	108	軽減	106	2.0
水	2 カップ	0	標準	0	0.0
酒	1/2 カップ	52	標準	52	0.0
砂糖	2 大さじ	4	軽減	4	0.1
しょうゆ	1 小さじ	1	軽減	1	0.0
みそ	4 大さじ	33	軽減	32	0.6
合計		562	8品目	553	9.3
軽減税率対象品目			6品目	501	9.3
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		2品目	52	(▲1.8%)

(注1)NHK出版「別冊きょうの料理 定番料理の黄金レシピ」等を参考に試算。

(注2)価格は、総務省「小売物価統計調査」(平成25年)の東京都区部の価格、農林水産省ホームページ等を基に算出。

(注3)分量が「少々」等とされているものは価格をゼロとした。なお、水など一部の材料は分量や単価が僅少なため、試算の結果、価格がゼロとなる。

(注4)端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

## 肉じゃが(手作り)



材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
牛薄切り肉	320 グラム	664	軽減	652	12.1
じゃがいも	700 グラム	220	軽減	216	4.0
たまねぎ	2 個	94	軽減	92	1.7
みりん	80 ml	53	標準	53	0.0
しょうゆ	4 大さじ	16	軽減	16	0.3
うす口しょうゆ	4 小さじ	5	軽減	5	0.1
水	640 ml	0	標準	0	0.0
昆布	2 枚(5cm角)	22	軽減	22	0.4
木の芽	少々	0	軽減	0	0.0
サラダ油	少々	0	軽減	0	0.0
砂糖	8 小さじ	5	軽減	5	0.1
合計		1,079	11品目	1,060	18.7
軽減税率対象品目			9品目	1,007	18.7
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		2品目	53	(▲1.9%)

(注1)NHK出版「別冊きょうの料理 定番料理の黄金レシピ」等を参考に試算。

(注2)価格は、総務省「小売物価統計調査」(平成25年)の東京都区部の価格、農林水産省ホームページ等を基に算出。

(注3)分量が「少々」等とされているものは価格をゼロとした。なお、水など一部の材料は分量や単価が僅少なため、試算の結果、価格がゼロとなる。

(注4)端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

## 五目チャーハン(手作り)



材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
米	4 合	323	軽減	317	5.9
水(炊飯用)	4 カップ	0	標準	0	0.0
チャーシュー	100 グラム	166	軽減	163	3.0
ゆでたけのこ	40 グラム	117	軽減	115	2.1
干しいたけ	1 枚	24	軽減	24	0.4
卵	2 個	46	軽減	45	0.8
細ねぎ	10 本	70	軽減	69	1.3
塩	1/2 小さじ	0	軽減	0	0.0
こしょう	少々	0	軽減	0	0.0
顆粒チキンスープの素	2/3 小さじ	7	軽減	7	0.1
サラダ油	2 小さじ	3	軽減	3	0.1
しょうゆ	2 小さじ	3	軽減	3	0.1
合計		759	12品目	745	13.8
軽減税率対象品目			11品目	745	13.8
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		1品目	0	(▲2.0%)

(注1)NHK出版「別冊きょうの料理 定番料理の黄金レシピ」等を参考に試算。

(注2)価格は、総務省「小売物価統計調査」(平成25年)の東京都区部の価格、農林水産省ホームページ等を基に算出。

(注3)分量が「少々」等とされているものは価格をゼロとした。なお、水など一部の材料は分量や単価が僅少なため、試算の結果、価格がゼロとなる。

(注4)端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

## ぎょうざ(手作り)



材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
ぎょうざの皮(大)	20 枚	154	軽減	151	2.8
キャベツ	170 グラム	32	軽減	31	0.6
豚ひき肉	250 グラム	262	軽減	257	4.8
しょうが(みじん切り)	2 小さじ	8	軽減	8	0.1
にんにく(みじん切り)	2/3 小さじ	5	軽減	5	0.1
ねぎ(みじん切り)	2と1/2 大さじ	37	軽減	36	0.7
塩	1/3 小さじ	0	軽減	0	0.0
かたくり粉	1 大さじ	4	軽減	4	0.1
しょうゆ	1/3 小さじ	0	軽減	0	0.0
酒	1 大さじ	8	標準	8	0.0
顆粒チキンスープの素	少々	0	軽減	0	0.0
水	1 カップ	0	標準	0	0.0
オイスターソース	2/3 小さじ	6	軽減	6	0.1
ラー油・酢	適宜	0	軽減	0	0.0
サラダ油	2と1/2 小さじ	3	軽減	3	0.1
合計		519	15品目	510	9.3
軽減税率対象品目			13品目	502	9.3
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		2品目	8	(▲2.0%)

(注1)NHK出版「別冊ぎょうの料理 定番料理の黄金レシピ」等を参考に試算。

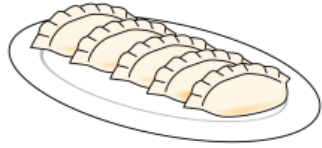
(注2)価格は、総務省「小売物価統計調査」(平成25年)の東京都区部の価格、農林水産省ホームページ等を基に算出。

(注3)分量が「少々」等とされているものは価格をゼロとした。なお、水など一部の材料は分量や単価が僅少なため、試算の結果、価格がゼロとなる。

(注4)端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

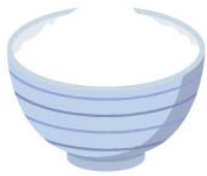


## ぎょうざ(チルド)



材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
ぎょうざ	20 個	519	軽減	510	9.4
合計		519	1品目	510	9.4
軽減税率対象品目			1品目	510	9.4
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		0品目	0	(▲2.0%)

## ごはん



材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
米	4 合	323	軽減	317	5.9
水(炊飯用)	4 カップ	0	標準	0	0.0
合計		323	2品目	317	5.9
軽減税率対象品目			1品目	317	5.9
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		1品目	0	(▲2.0%)

## 食パン



材料	分量	価格 (軽減前)	適用税率	価格 (軽減後)	負担 軽減額
食パン	4 枚(6枚切)	110	軽減	108	2.0
バター	4 かけ	82	軽減	81	1.5
合計		192	2品目	189	3.5
軽減税率対象品目			2品目	189	3.5
標準税率対象品目	(負担軽減額の消費税率換算)		0品目	0	(▲2.0%)

(注1)NHK出版「別冊きょうの料理 定番料理の黄金レシピ」等を参考に試算。

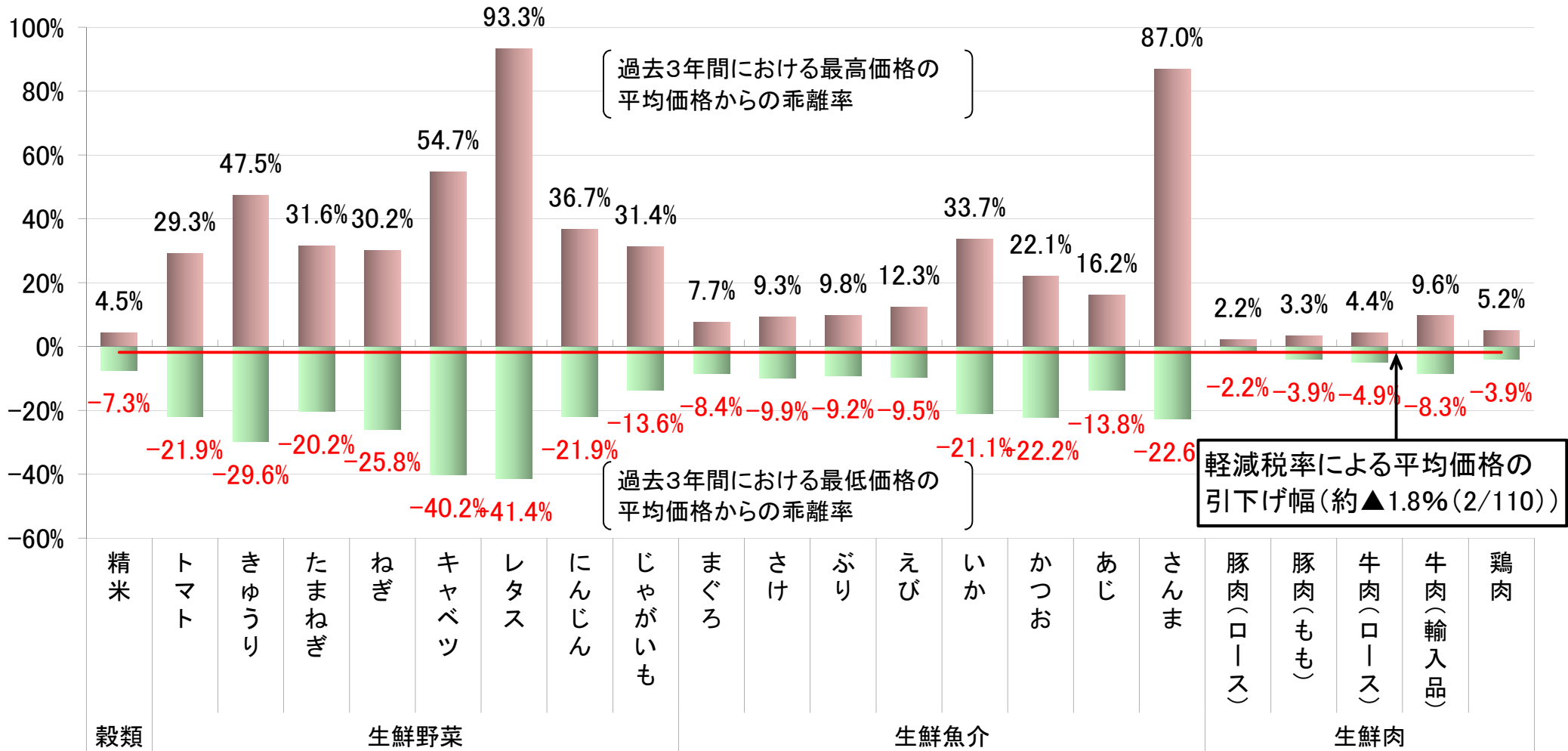
(注2)価格は、総務省「小売物価統計調査」(平成25年)の東京都区部の価格、農林水産省ホームページ等を基に算出。

(注3)分量が「少々」等とされているものは価格をゼロとした。なお、水など一部の材料は分量や単価が僅少なため、試算の結果、価格がゼロとなる。

(注4)端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

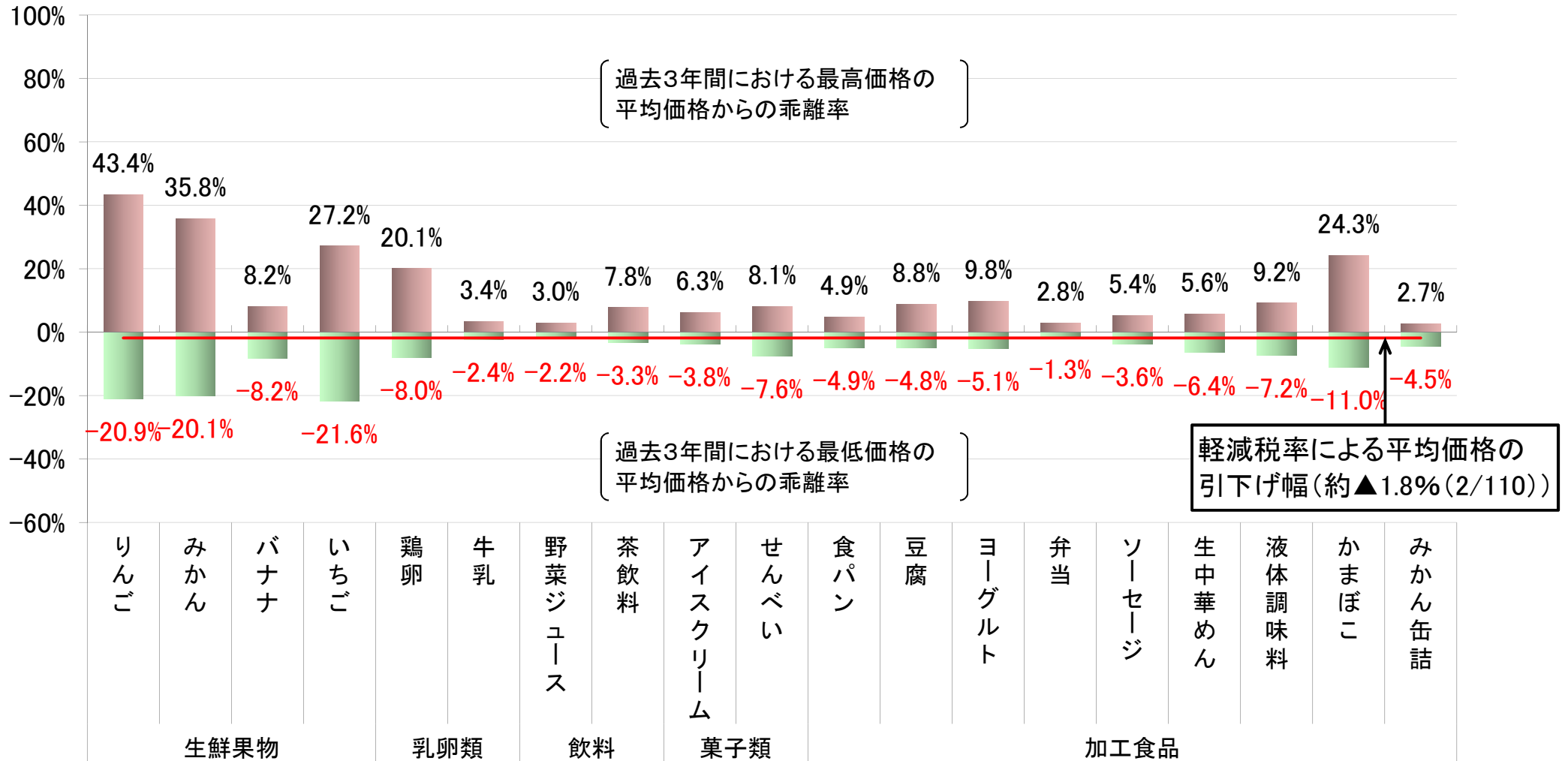
主な飲食料品の過去3年間における最高価格と最低価格の平均価格からの乖離率

飲食料品は、時期によって価格が大きく変動する品目もあり、また、特売日やタイムセールによっても価格が変わるため、1年間あるいは1日の中で、軽減税率の導入による負担軽減額を大きく上回る値動きが生じる。



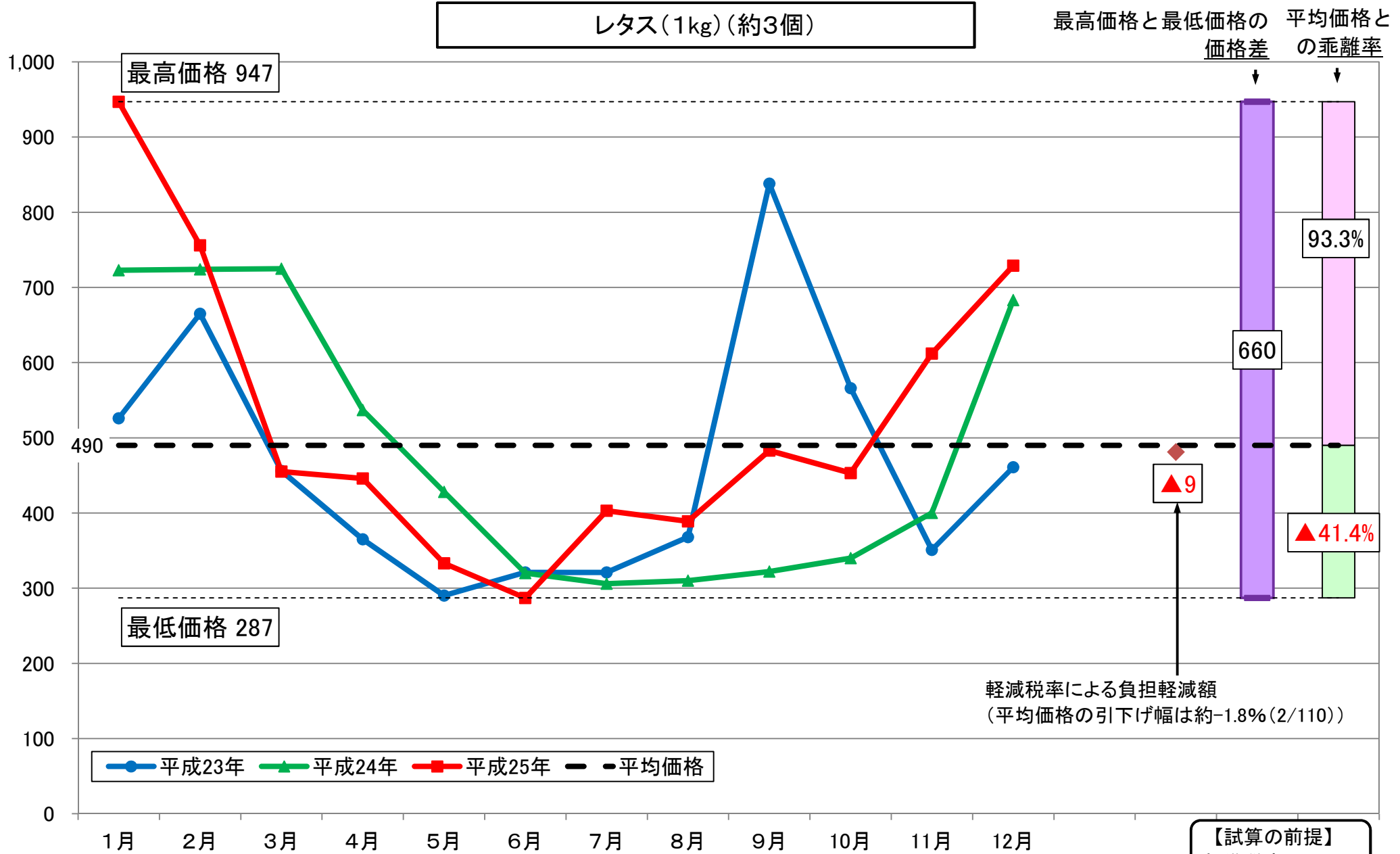
(注) 総務省「小売物価統計調査」(平成23年～平成25年)における東京都区部の価格に基づき作成。

主な飲食料品の過去3年間における最高価格と最低価格の平均価格からの乖離率



(注) 総務省「小売物価統計調査」(平成23年～平成25年)における東京都区部の価格に基づき作成。

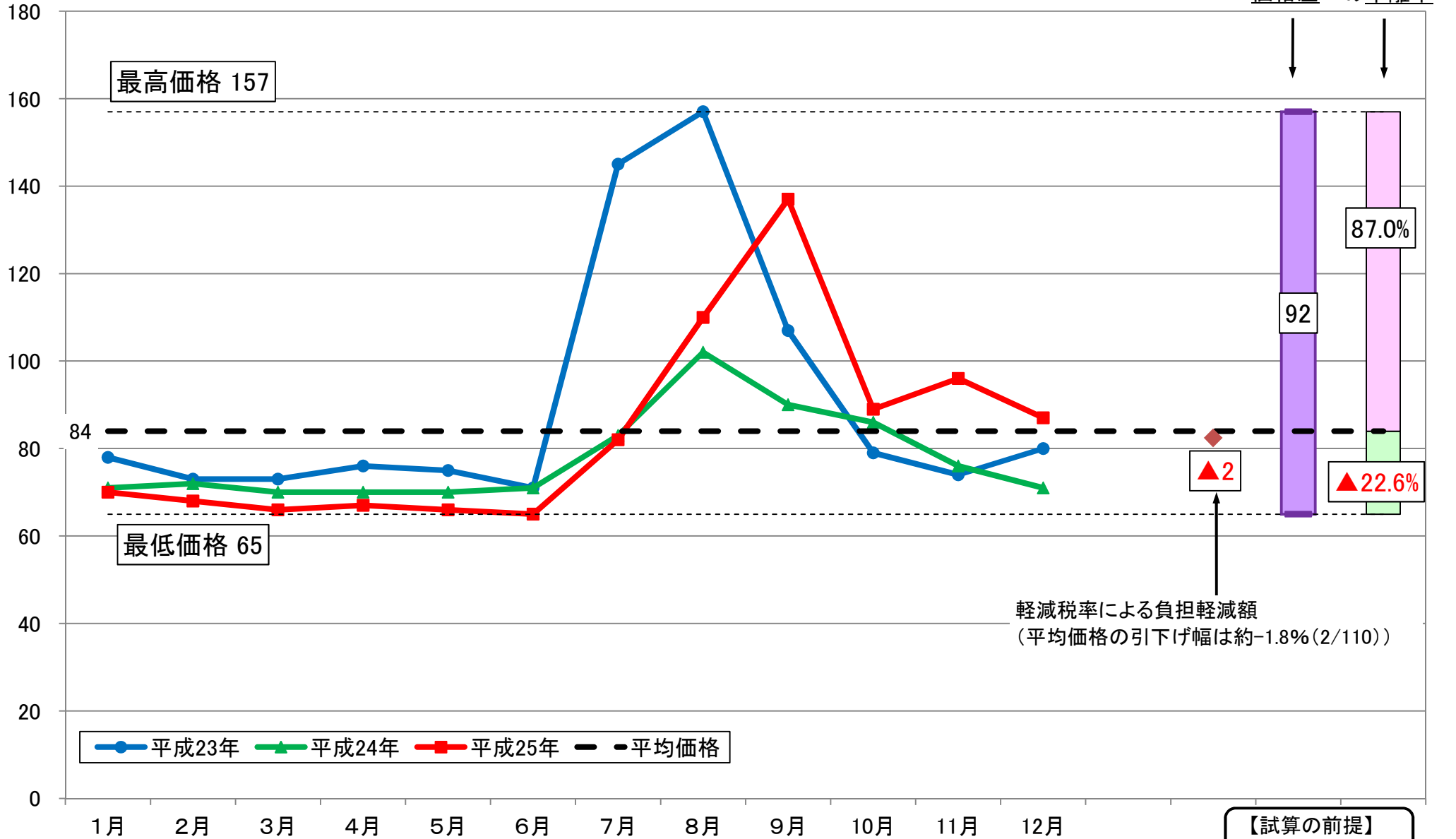
レタス(1kg)(約3個)



(注1) 価格は、総務省「小売物価統計調査」(平成23年～平成25年)における東京都区部の価格に、105分の110を乗じた金額としている。

(注2) 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

さんま(100g)(約1尾)



(注1) 価格は、総務省「小売物価統計調査」(平成23年～平成25年)における東京都区部の価格に、105分の110を乗じた金額としている。

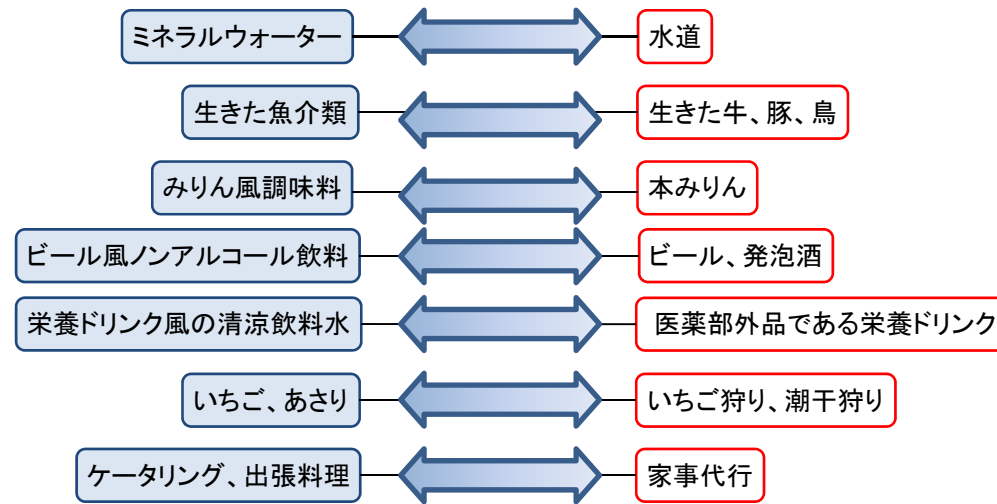
(注2) 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。



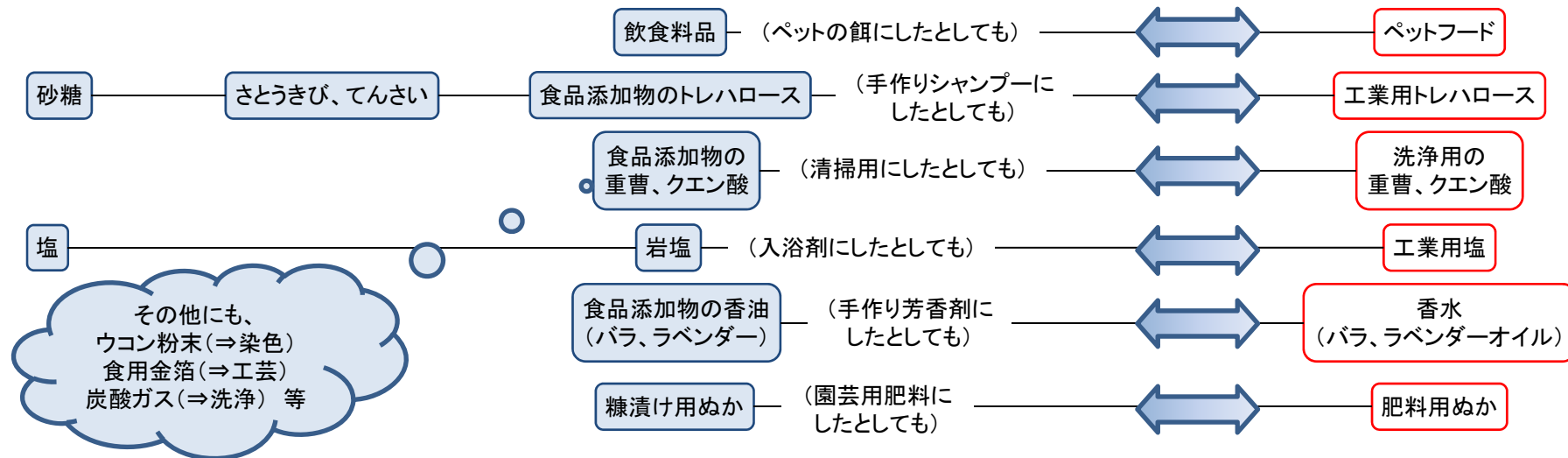
## 類似品の境界の具体例(再掲)

軽減税率

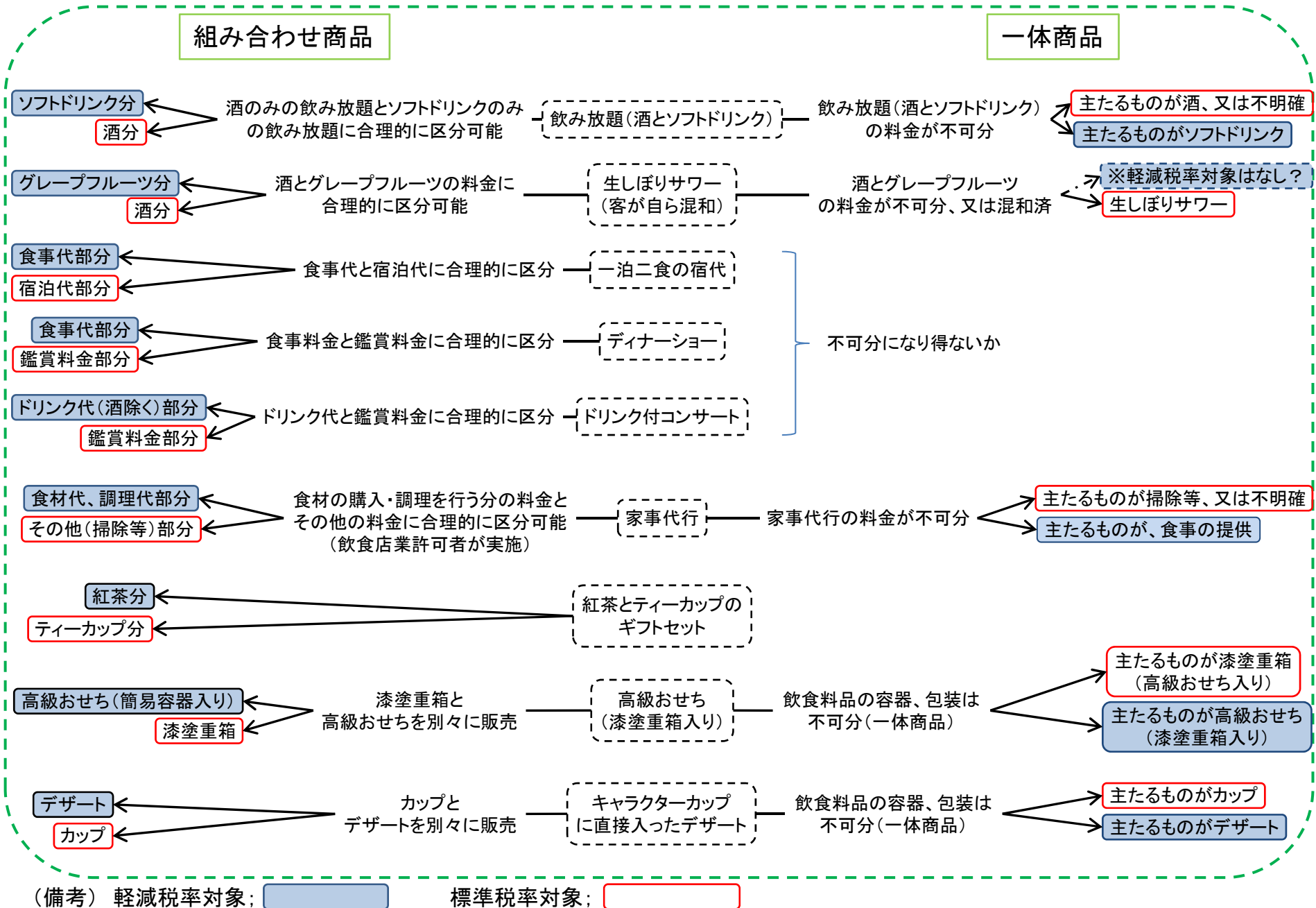
標準税率



### <多目的用途による限界事例>

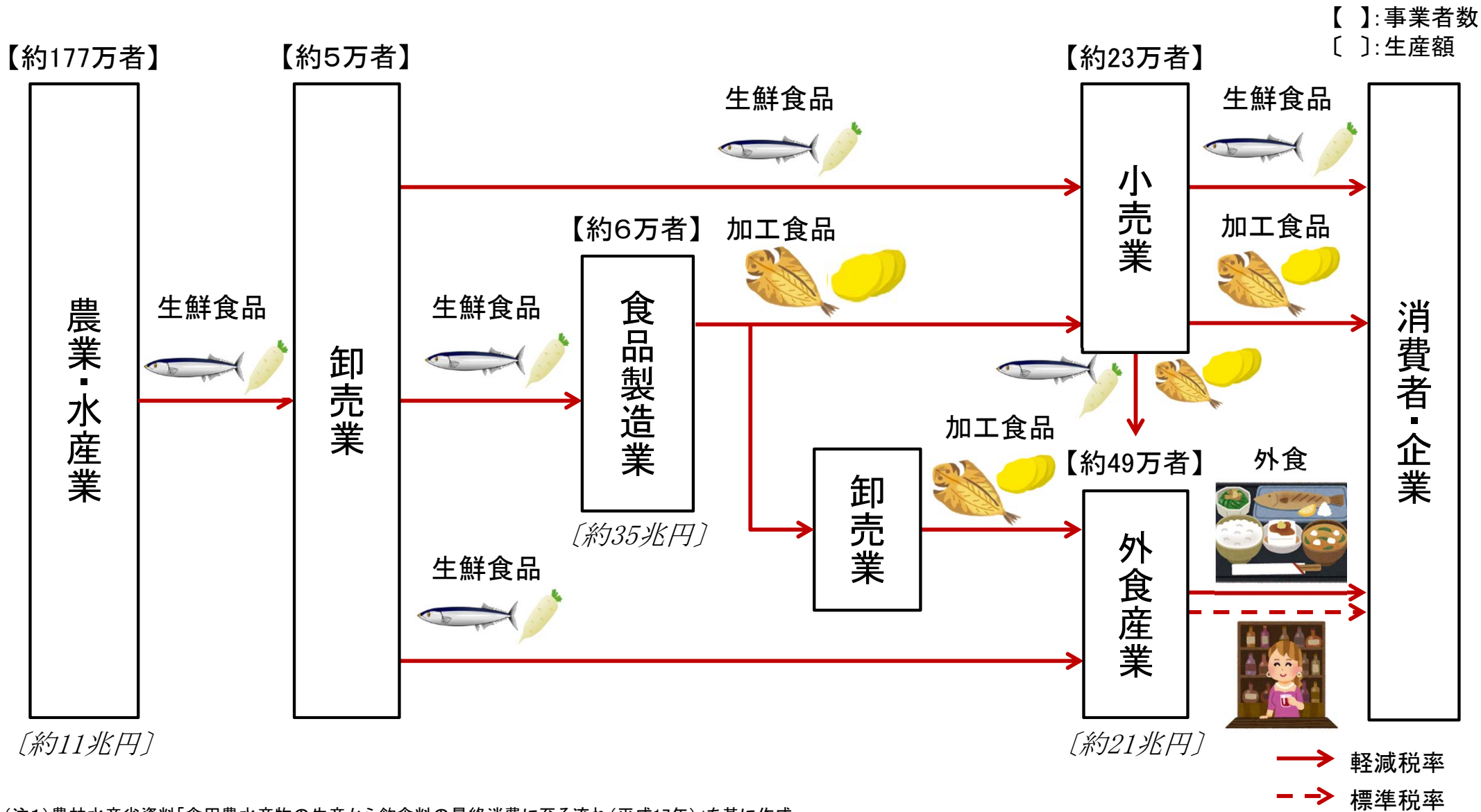


# 一体商品・組み合わせ商品の具体例(再掲)



# 飲食料品の生産から最終消費に至る流れ(イメージ)

農業・漁業、卸売・小売、食品製造、外食など、300万弱の事業者が飲食料品を取り扱っており、酒類を除く飲食料品に軽減税率が導入された場合には、これらの事業者に影響が及ぶ。



(注1) 農林水産省資料「食用農水産物の生産から飲食料の最終消費に至る流れ(平成17年)」を基に作成。

(注2) 【 】内の事業者数は、農林水産業は「2010年農林業センサス」、「2013年漁業センサス」の経営体数、その他は「平成24年経済センサス(活動調査)」の企業等数による。

(注3) [ ]内の金額は、各業種の国内生産額及び輸入額の合計であり、流通経費(商業経費及び運賃)は含まない。

事業者の業務の流れ【飲食料品小売業を営む事業者の例】（軽減対象：酒類を除く飲食料品）

業種	飲食料品小売業（生鮮食品・加工食品）
売上高	約3,000万円/年 ⇒ 約250万円/月・約10万円/日
従業員数	事業主及び事業主の配偶者のほか、正社員1名・パート2名 ・事業主：経営管理、商品発掘 ・配偶者：接客、経理 ・正社員：接客、発注、店舗運営 ・パート：接客、陳列
取扱商品数	約800品目（生鮮食品・加工食品）
取引先	・仕入：約100社（卸売、農家、市場等） ・売上：一般消費者、飲食店等の事業者
決済件数	・仕入：約150件/月 ・売上：約7,000件/月 ⇒ 約250~300件/日
取扱帳票枚数	・仕入：約200枚/月（注文書、納品書、請求書等） ・売上：約7,000枚/月（レシート）
IT化の状況	・仕入：メールまたはFAX ・売上：POSレジ ・業務：システムなし ・経理：会計パッケージソフト（POSレジとの連携なし）

軽減税率を導入した場合の主な問題点

- 軽減税率に対応したレジの導入
- 軽減税率に対応した会計ソフトの導入
- 仕入：・検収時に、各品目の適用税率を確認  
 ・適用税率別に仕入を記帳（区分経理）
- 売上：・各商品の適用税率を、レジに登録または価格ラベルに記載  
 ・適用税率別に売上を記帳（区分経理）
- 決済：・1か月間の各納品書を適用税率ごとに集計し、受領した請求書と突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認

【日々の業務の流れ】

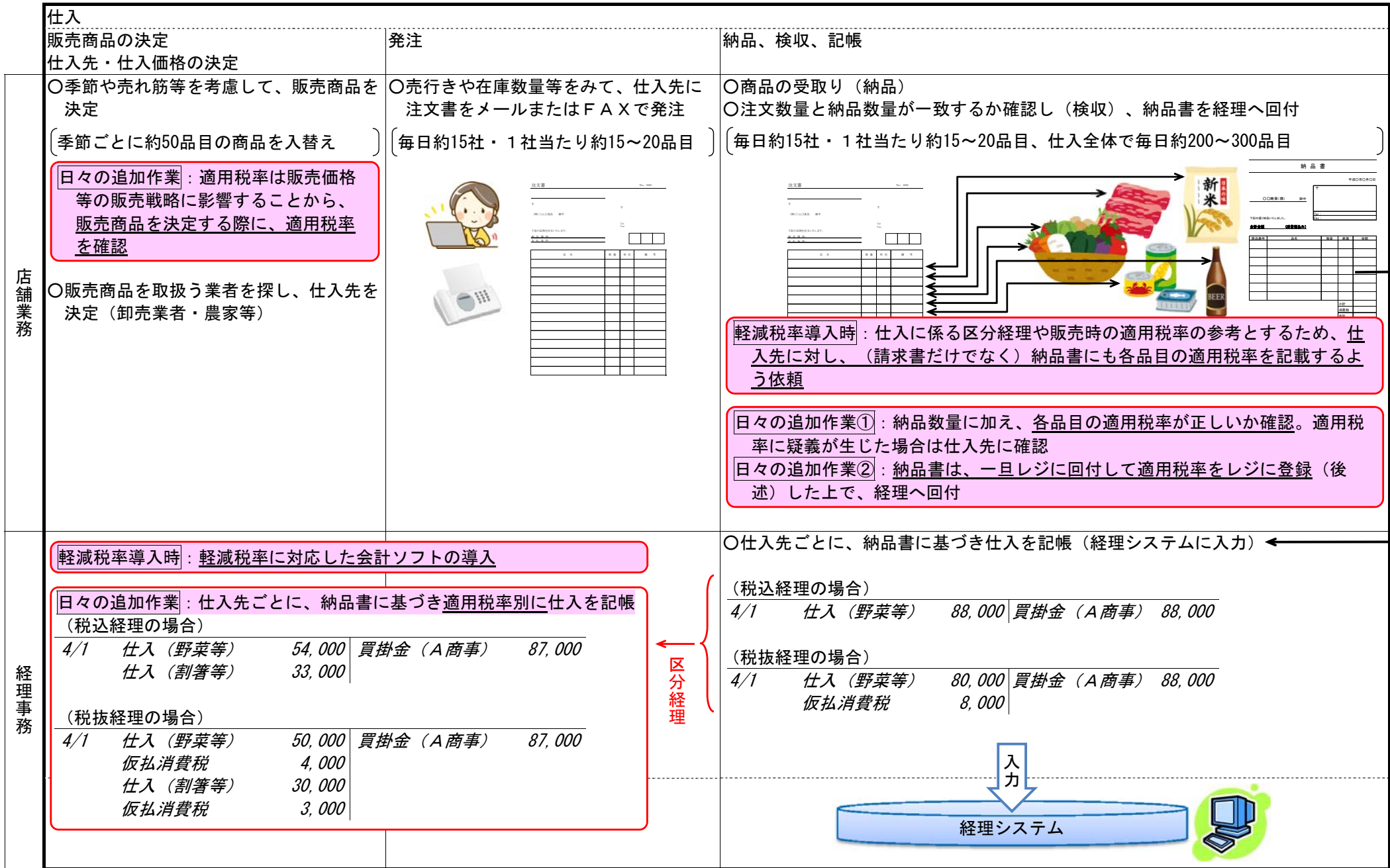
仕入			販売				事後対応	決済
○販売商品の決定	○発注	○納品	○販売価格の設定	○レジ登録	○食品加工	○販売	○返品・クレーム対応	○納品書と請求書の突合 ○振込 ○記帳
○仕入先・仕入価格の決定		○検収		○陳列	○レジ登録	○日締め		
		○記帳			○陳列	○記帳		

【1日の業務の流れ】

6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	
○仕入①（魚） 【市場買付け】		○仕入②（野菜・肉等） 【店舗搬入】	○検収 ⇒ ○価格設定 ⇒	○レジ登録・価格ラベル貼付 ⇒ ○陳列・開店準備 ⇒	開店		○仕入③（加工食品等） 【店舗搬入】	○店内調理 ⇒ ○価格設定 ⇒	○レジ登録・価格ラベル貼付 ⇒ ○陳列 ⇒	○売上げのピーク		○タイムセール① （価格設定↓シール貼付）	○仕入発注②	○タイムセール② （価格設定↓シール貼付）	閉店	○店内片付け	○レジ締め・売上伝票作成 ⇒ ○経理処理

日々の業務の流れ【飲食料品小売業を営む事業者の例】

軽減税率の導入に伴い追加・変更される業務  
 ※区分経理の方法は、「区分経理に対応した請求書等保存方式」(B案)を前提



区分経理

販売	レジ登録、陳列	食品加工、レジ登録、陳列
<p><b>販売価格の設定</b></p> <p>○仕入価格に利益分を上乗せし、販売見込み等を考慮して値付け ※生鮮食品は仕入価格が変動するため、毎日値付け</p> <p>〔 ・生鮮食品：毎日約10品目 ・季節商品：季節ごとに約50品目を値付け 〕</p> <p>○販売状況を見て販売価格を変更 ※生鮮食品は1日に2～3回（夕方・閉店前等）販売価格を変更</p> <p><b>日々の追加作業</b>：適用税率を踏まえて、販売価格を設定</p>	<p>○各商品の価格について、 ・バーコードのある商品は、バーコードを利用してレジに価格を登録</p> <p>〔 ・干物のパック等：毎日レジに登録 ・季節商品：季節ごとに約50品目をレジに登録 〕</p> <p>（例）レジの登録モードから、「干物」のバーコードを読み取り、「438」と入力 ⇒「干物は438円」と登録される。</p> <p>・バーコードのない商品は、商品に価格ラベルを貼付</p> <p>〔 生鮮食品：毎日約10品目にラベル貼付 〕</p> <p>きゅうり XX.X.X 118円 (税込)</p> <p><b>ラベル貼付</b></p> <p><b>軽減税率導入時</b>：軽減税率に対応したレジの導入</p> <p><b>日々の追加作業</b>：レジ打ちの際に正しい適用税率をすぐに判断し、売上に係る区分経理を適正に行えるよう、納品時に確認した各商品の適用税率を、レジに登録または価格ラベルに記載</p> <p>○棚札を作成し、陳列</p> <p><b>日々の追加作業</b>：顧客とのトラブル防止のため、適用税率を棚札に記載</p>	<p>食品加工、レジ登録、陳列</p> <p>○まぐろ、たい、イカなどを組み合わせて刺身の盛り合わせを製造・販売</p> <p>○生鮮食品のように鮮度が求められる商品は、一定時間経過後、店舗で調理・加工し、調理食品として販売 （例） ・鮮魚→焼魚・煮魚 ・りんご→アップルパイ 等</p> <p>○刺身の盛り合わせや調理食品の価格について、 ・バーコードのある商品は、バーコードを利用してレジに価格を登録 ・バーコードのない商品は、商品に価格ラベルを貼付</p> <p><b>日々の追加作業</b>：各商品の適用税率を、レジに登録または価格ラベルに記載</p> <p>○棚札を作成し、陳列</p> <p><b>日々の追加作業</b>：適用税率を棚札に記載</p>
<p>○商品の売上状況等から収益予測</p> <p>○単一税率の場合は、各商品の適用税率を区別する必要がないため、仕入・売上とも税込価格のまま原価率や利益率等を計算し、収益を管理（消費税は意識しない）</p> <p><b>日々の追加作業</b>：各商品の適用税率が異なるため、仕入・売上とも、それぞれの商品ごとに税抜価格に割り戻すなどして原価率や利益率等を計算し、収益を管理</p>		

店舗業務

経理事務



販売(続き)

販売、日締め、記帳

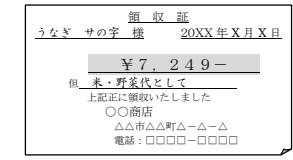
○会計

- ・バーコードのある商品は、バーコードを読み取り
- ・バーコードのない商品は、商品に貼付された価格ラベルを確認してレジ打ち



・バーコードのある商品は、適用税率をレジに登録済みのため、自動的に適用税率を判断  
 ・日々の追加作業：バーコードのない商品は、価格ラベルに記載された適用税率を確認し、適用税率を入力

○領収書を求められた場合は、別途、合計額が記載された領収書を手書きで作成



日々の追加作業：領収書を発行する場合、適用税率ごとに金額及び税額を集計して記載。また、領収書には品目の明細が記載されていないため、軽減税率対象品目に印を付し、適用税率ごとの取引金額を記載した明細を発行

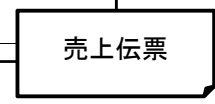
○割引券やスタンプカードによる値引きは、売上全体からの値引きとしてレジに入力

日々の追加作業：販売額に占める軽減税率対象品目と標準税率対象品目の比率で按分するなど、値引き額を合理的に配分

○レジからジャーナル(すべてのレシートの内容がひと続きに記載されたもの)を印刷して日締めを行い、売上傳票を作成して経理に回付



レジからジャーナルを出力して日締めを行い、  
 日々の追加作業①：バーコードのない商品について、レジ打ちされた適用税率が正しいか確認  
 日々の追加作業②：適用税率別に売上を集計して、売上傳票を作成  
 ※レジに税率別の集計機能があれば自動集計、ない場合はすべての売上(約200~300品目)から手集計



○売上傳票に基づき、売上を記帳(経理システムに入力)

(税込経理の場合)

4/1	現金	110,000	売上(野菜等)	110,000
-----	----	---------	---------	---------

(税抜経理の場合)

4/1	現金	110,000	売上(野菜等)	100,000
			仮受消費税	10,000

区分経理

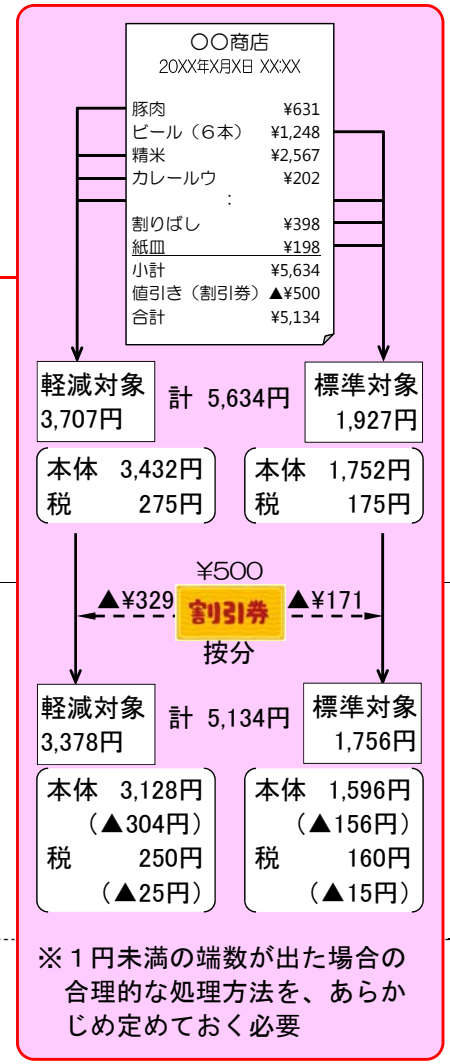
日々の追加作業：売上傳票に基づき、適用税率別に売上を記帳

(税込経理の場合)

4/1	現金	108,800	売上(野菜等)	64,800
			売上(割箸等)	44,000

(税抜経理の場合)

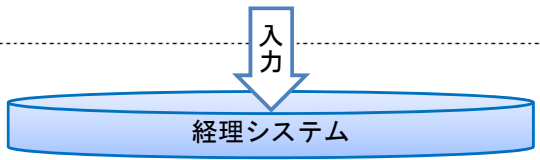
4/1	現金	108,800	売上(野菜等)	60,000
			仮受消費税	4,800
			売上(割箸等)	40,000
			仮受消費税	4,000



※1円未満の端数が出た場合の合理的な処理方法を、あらかじめ決めておく必要

店舗業務

経理事務



<p>事後対応 返品・クレーム対応</p> <p>○商品に傷があった場合などのクレームによる返品は、個々の商品とは結びつけずに、売上全体からの値引きとしてレジに入力</p> <p>日々の追加作業①：適用税率によって売上税額から控除される金額が異なるため、値引額は、<u>返品された商品と結びつけて、個別の商品からの値引きとしてレジに入力</u></p> <p>日々の追加作業②：  <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用税率の誤りによるクレームが発生した場合は、<u>顧客が持参したレシートを確認し、返金</u>（軽減税率のものを標準税率で販売した場合） ※レシートに適用税率が記載されていることが必要</li> <li>・<u>上記に係る経理処理を修正</u></li> <li>・誤りの発生原因の確認（納品書に記載されていた適用税率の誤りや、適用税率のレジ登録や価格ラベル記載時の誤りなどが考えられる）</li> <li>・他の顧客への対応の検討</li> </ul> </p>	<p>決済 納品書と請求書の突合、振込、記帳</p>
	<p>○1か月間の仕入に係る請求書を受領（月末締め・翌月10日払い等） ○仕入先ごとに1か月間の各納品書を集計し、受領した請求書と突合して、請求金額に誤りがないか確認</p> <p>〔決済件数は毎月約150件〕</p> <div data-bbox="1276 702 2116 1029"> </div> <p>日々の追加作業：仕入先ごとに、<u>1か月間の各納品書に記載された各品目の適用税率を確認しつつ、適用税率ごとに集計し、受領した請求書と突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認</u></p> <p>○振込 ○記帳</p> <p>4/10 買掛金 (A 商事) 880,000   普通預金 880,000</p> <p style="text-align: center;">↓ 入力 ↓</p> <p style="text-align: center;">経理システム </p>

店舗業務

経理事務

事業者の業務の流れ【飲食店業を営む事業者の例】（軽減対象：酒類を除く飲食料品）

業種	飲食店業（うなぎ屋）
売上高	約3,000万円/年 ⇒ 約250万円/月・約10万円/日
従業員数	事業主及び事業主の配偶者のほか、パート2名 ・事業主：経営、調理 ・配偶者：経理、接客 ・パート：接客
取扱商品数	・仕入：約100品目 ・売上：約50メニュー（一品料理、酒、出前・持帰り等を含む）
取引先	・仕入：約10社（問屋、酒屋、スーパー等） ・売上：一般消費者、企業
決済件数	・仕入：約20件/月 ・売上：約300件/月 ⇒ 約10~15件/日
取扱帳票枚数	・仕入：約100枚/月（納品書・請求書・領収書等） ・売上：約300枚/月（レシート）+約30枚/月（領収書）
IT化の状況	・仕入：電話またはFAX ・売上：POSレジ ・業務：システムなし ・経理：会計パッケージソフト（POSレジとの連携なし）

**軽減税率を導入した場合の主な問題点**

- 軽減税率に対応した会計ソフトの導入
- 仕入：・検収時に、各品目の適用税率を確認  
・適用税率別に仕入を記帳（区分経理）
- 決済：・1か月間の各納品書を適用税率ごとに集計し、受領した請求書と突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認

**【軽減対象を「酒類を除く飲食料品」とした場合に、特に問題となる点】**

- 軽減税率に対応したレジの導入
- 売上：・適用税率別に売上を記帳（区分経理）

【日々の業務の流れ】


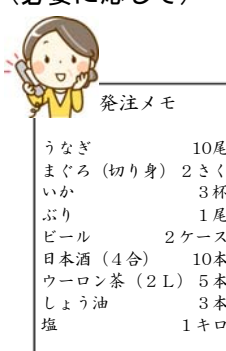

メニュー検討		仕入		販売		決済	
○メニュー検討	○メニュー登録	○発注	○納品	○注文受け・調理	○納品書と請求書の突合	○振込	○記帳
○仕入先の決定			○検収	○会計			
			○記帳	○記帳			

【1日の業務の流れ】

7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	
		○仕入①（うなぎ・魚） 【店舗搬入】	○昼の営業に向けた仕込み	○開店準備	開店	【昼の営業のピーク】		○在庫の確認↓翌日仕入分の発注	○仕入②（米、野菜等） 【スーパーで購入】	○仕入③（珍味、酒等） 【店舗搬入】	○夜の営業に向けた仕込み	【夜の営業のピーク】		閉店	○店内片付け	○レジ締め・売上集計	○経理処理

日々の業務の流れ【飲食店業を営む事業者の例】

軽減税率の導入に伴い追加・変更される業務  
 ※区分経理の方法は、「区分経理に対応した請求書等保存方式」(B案)を前提

	メニュー検討 メニュー検討・仕入先の決定	メニュー登録・作成	仕入 発注																																																																					
店舗業務	<p>○定番メニュー(うなぎ等)は頻繁には改定しない</p> <p>○季節ごとに旬の一品料理を考案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メニュー及び食材の決定</li> <li>・原価やマージン、販売戦略を踏まえて販売価格を設定</li> </ul> <p>(定番メニュー: 約20品目 季節の一品料理: 約10品目 その他、酒・ウーロン茶等)</p> <p>(使用する食材: 約100品目)</p> <p><b>軽減税率導入時:</b> 定番メニューについて、提供する料理及び食材の適用税率を確認</p> <p><b>日々の追加作業:</b> 一品料理を考案する際、提供する料理及び食材の適用税率を確認</p> <p>○食材を取扱う業者を探し、仕入先を決定</p>	<p>○レジにメニューごとの番号、料理名、料金を登録。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>メニュー</th> <th>価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>うなぎ(松)</td><td>3,800円</td></tr> <tr><td>2</td><td>うなぎ(松)(出前)</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>うなぎ(松)(弁当)</td><td>3,600円</td></tr> <tr><td>4</td><td>うなぎ(竹)</td><td>2,800円</td></tr> <tr><td>5</td><td>うなぎ(竹)(出前)</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>うなぎ(竹)(弁当)</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td></tr> <tr><td>21</td><td>う巻</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>22</td><td>刺身盛合せ</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>23</td><td>冷奴</td><td>450円</td></tr> <tr><td>24</td><td>お新香</td><td>350円</td></tr> <tr><td>25</td><td>菜の花のからし和え</td><td>450円</td></tr> <tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td></tr> <tr><td>48</td><td>ビール</td><td>600円</td></tr> <tr><td>49</td><td>日本酒</td><td>780円</td></tr> <tr><td>50</td><td>ウーロン茶</td><td>400円</td></tr> </tbody> </table> <p><b>レジ登録</b></p> <p><b>軽減税率導入時:</b> 軽減税率に対応したレジの導入</p> <p><b>日々の追加作業:</b> レジ打ちの際に正しい適用税率をすぐに判断し、売上に係る区分経理を適正に行えるようレジに各メニューの適用税率を登録</p>	番号	メニュー	価格	1	うなぎ(松)	3,800円	2	うなぎ(松)(出前)	4,000円	3	うなぎ(松)(弁当)	3,600円	4	うなぎ(竹)	2,800円	5	うなぎ(竹)(出前)	3,000円	6	うなぎ(竹)(弁当)	2,600円	⋮	⋮	⋮	21	う巻	1,000円	22	刺身盛合せ	1,200円	23	冷奴	450円	24	お新香	350円	25	菜の花のからし和え	450円	⋮	⋮	⋮	48	ビール	600円	49	日本酒	780円	50	ウーロン茶	400円	<p>【うなぎ】</p> <p>○電話で発注(毎日)</p> <p>【魚、珍味、酒・調味料】</p> <p>○毎日在庫を確認し、在庫数量をみて電話で発注(魚、珍味、酒・調味料それぞれ概ね2~3日に1回)</p> <p>【米、野菜等】</p> <p>○毎日在庫を確認し、在庫数量をみてスーパーで購入(毎日)</p> <p>【備品(割りばし等)、事務用品(領収書、ボールペン、コピー用紙等)等】</p> <p>○定期的に在庫を確認し、在庫数量をみてFAXで発注(必要に応じて)</p> <p>  </p> <p>発注メモ</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>うなぎ</td><td>10尾</td></tr> <tr><td>まぐろ(切り身)</td><td>2さく</td></tr> <tr><td>いか</td><td>3杯</td></tr> <tr><td>ぶり</td><td>1尾</td></tr> <tr><td>ビール</td><td>2ケース</td></tr> <tr><td>日本酒(4合)</td><td>10本</td></tr> <tr><td>ウーロン茶(2L)</td><td>5本</td></tr> <tr><td>しょう油</td><td>3本</td></tr> <tr><td>塩</td><td>1キロ</td></tr> </tbody> </table>	うなぎ	10尾	まぐろ(切り身)	2さく	いか	3杯	ぶり	1尾	ビール	2ケース	日本酒(4合)	10本	ウーロン茶(2L)	5本	しょう油	3本	塩	1キロ
番号	メニュー	価格																																																																						
1	うなぎ(松)	3,800円																																																																						
2	うなぎ(松)(出前)	4,000円																																																																						
3	うなぎ(松)(弁当)	3,600円																																																																						
4	うなぎ(竹)	2,800円																																																																						
5	うなぎ(竹)(出前)	3,000円																																																																						
6	うなぎ(竹)(弁当)	2,600円																																																																						
⋮	⋮	⋮																																																																						
21	う巻	1,000円																																																																						
22	刺身盛合せ	1,200円																																																																						
23	冷奴	450円																																																																						
24	お新香	350円																																																																						
25	菜の花のからし和え	450円																																																																						
⋮	⋮	⋮																																																																						
48	ビール	600円																																																																						
49	日本酒	780円																																																																						
50	ウーロン茶	400円																																																																						
うなぎ	10尾																																																																							
まぐろ(切り身)	2さく																																																																							
いか	3杯																																																																							
ぶり	1尾																																																																							
ビール	2ケース																																																																							
日本酒(4合)	10本																																																																							
ウーロン茶(2L)	5本																																																																							
しょう油	3本																																																																							
塩	1キロ																																																																							
経理事務	<p>○単一税率の場合は、各商品の適用税率を区別する必要がないため、仕入・売上とも税込価格のまま原価率や利益率等を計算し、収益を管理(消費税は意識しない)</p> <p><b>日々の追加作業:</b> 各商品の適用税率が異なるため、仕入・売上とも、それぞれの商品ごとに税抜価格に割り戻すなどして原価率や利益率等を計算し、収益を管理</p>																																																																							

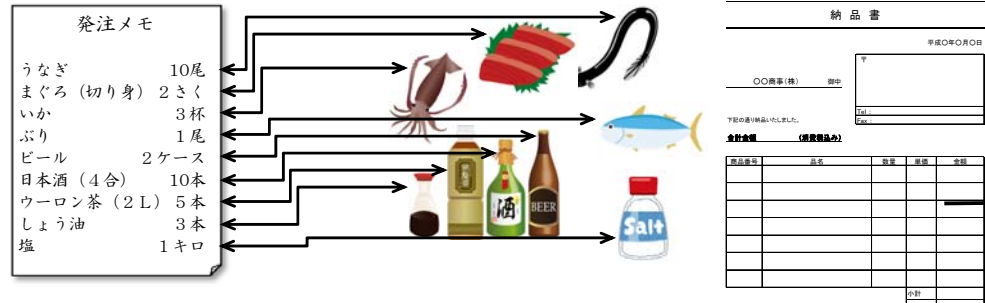
仕入（続き）

納品、検収、記帳

【うなぎ、魚、酒・調味料】

- 商品の受取り（納品）
- 注文数量と納品数量が一致するか確認し（検収）、商品を冷蔵庫等に搬入するとともに、納品書を経理へ回付

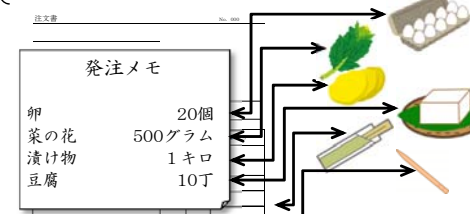
（毎日約2～3社、仕入全体で毎日数品目～約20品目）



【珍味、備品、事務用品等】

- 商品の受取り（納品）
- 注文数量と納品数量が一致するか確認し（検収）、商品を冷蔵庫等に搬入
- その場で現金で決済し、領収書を受領して、経理へ回付

（毎日約2～3社、仕入全体で毎日数品目～約10品目）



【米、野菜等】

- スーパーで現金で購入し、領収書を受領
- 店に戻ってから、購入した材料を冷蔵庫等に搬入するとともに、領収書を経理へ回付

（毎日数品目～約30品目）



店舗業務

**軽減税率導入時**：仕入に係る区分経理の参考とするため、仕入先に対し、（請求書だけでなく）納品書にも各品目の適用税率を記載するよう依頼

**日々の追加作業**：納品数量に加え、各品目の適用税率が正しいか確認。適用税率に疑義が生じた場合は仕入先に確認

**日々の追加作業①**：領収書には品目の明細が記載されていないため、領収書とは別に、軽減税率対象品目に印を付し、適用税率ごとの取引金額が記載された明細を発行するよう依頼

**日々の追加作業②**：その場で各品目の適用税率が正しいか確認。適用税率に疑義が生じた場合は仕入先に確認

○仕入先ごとに、納品書に基づき仕入を記帳（経理システムに入力）  
※うなぎ、酒・調味料は、仕入価格に運送費が含まれているが、魚は、運送費を別途請求される

○仕入先ごとに、領収書に基づき仕入を記帳（経理システムに入力）

経理事務

（税込経理の場合）

4/1	仕入（魚等）	買掛金（A商事）
	46,200	46,200

（税抜経理の場合）

4/1	仕入（魚等）	買掛金（A商事）
	42,000	46,200
	仮払消費税 4,200	

**軽減税率導入時**：軽減税率に対応した会計ソフトの導入

**日々の追加作業**：仕入先ごとに、納品書や領収書に基づき適用税率別に仕入を記帳

（税込経理の場合）

4/1	仕入（魚等）	43,200	買掛金（A商事）	45,400
	仕入（運送費）	2,200		

（税抜経理の場合）

4/1	仕入（魚等）	40,000	買掛金（A商事）	45,400
	仮払消費税	3,200		
	仕入（運送費）	2,000		
	仮払消費税	200		

（税込経理の場合）

4/1	仕入（精米等）	現金	11,000
		11,000	

（税抜経理の場合）

4/1	仕入（精米等）	現金	11,000
		10,000	
	仮払消費税	1,000	

入力

経理システム



入力

経理システム



区分経理

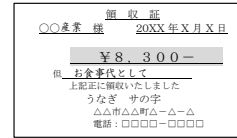
区分経理



販売  
注文受け・調理、会計

- 注文受け・調理
- 会計

・注文のあった商品の番号をレジに入力し、会計  
 ・出前や会合などで企業が利用する場合、基本的にはレジから印刷した領収書を発行するが、先方から求められれば手書きの領収書を発行。  
 なお、複数の企業の会合で利用される場合は、各企業あてに、割り勘で領収書を発行。



**日々の追加作業**：領収書を発行する場合、適用税率ごとに金額及び税額を集計して記載。また、領収書には品目の明細が記載されていないため、軽減税率対象品目に印を付し、適用税率ごとに取引金額を記載した明細を発行。  
 ただし、複数の企業の会合で利用され、割り勘での支払及びこれに対応した領収書を発行する場合、割り勘部分の金額の領収書だけでなく、全体分の合計金額及び明細、適用税率が分かる添付書類を付けるなどの工夫が必要となる。

- レジからジャーナル（すべてのレシートの内容が一続きに記載されたもの）を印刷して日締めを行い、経理に回付

レジからジャーナルを印刷して日締めを行い、

**日々の追加作業**：適用税率別に売上を集計して、経理に回付

※レジに税率別の集計機能があれば自動集計、ない場合はすべての売上（約10~50品目）から手集計



- ジャーナルに基づき、売上を記帳（経理システムに入力）

（税込経理の場合）

4/1	現金	110,000	売上(うな重等)	110,000
-----	----	---------	----------	---------

（税抜経理の場合）

4/1	現金	110,000	売上(うな重等)	100,000
			仮受消費税	10,000

区分経理

**日々の追加作業**：ジャーナルに基づき、適用税率別に売上を記帳

（税込経理の場合）

4/1	現金	108,400	売上(うな重等)	86,400
			売上(日本酒等)	22,000

（税抜経理の場合）

4/1	現金	108,400	売上(うな重等)	80,000
			仮受消費税	6,400
			売上(日本酒等)	20,000
			仮受消費税	2,000

入力

経理システム

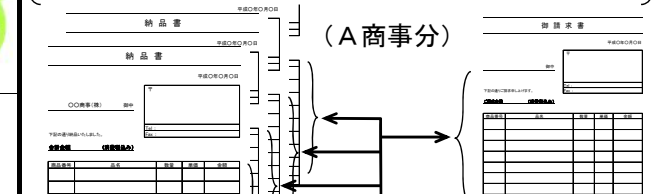


決済

納品書と請求書の突合、振込、記帳

- 1か月間の仕入に係る請求書を受領（月末締め・翌月10日払い等）
- 仕入先ごとに1か月間の各納品書を集計し、受領した請求書と突合して、請求金額に誤りがないか確認

決済件数は毎月約20件  
 納品書は毎月約80枚  
 仕入全体で延べ約400品目を集計して請求書と突合



**日々の追加作業**：仕入先ごとに、1か月間の各納品書に記載された各品目の適用税率を確認しつつ、適用税率ごとに集計し、受領した請求書と突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認

- 振込
- 記帳

4/10	買掛金(A商事)	普通預金	462,000
	462,000		

入力

経理システム



店舗業務

経理事務



事業者の業務の流れ【食品加工・卸売業を営む事業者の例】（軽減対象：酒類を除く飲食料品）

業種	食品加工・卸売業
売上高	約6億円
従業員数	事業主のほか約20名（ほとんどパート） ・事業主：経営全般 ・正社員：経理・決済 ・パート：加工、事務作業（受発注情報のシステム入力）
取扱商品数	数千（食材及び割りばし等の関連資材）
取引先	・仕入：約100社（メーカー、商社、農家等） ・売上：約270社
決済件数	・仕入：約2,000件／月 ・売上：約270件／月
取扱帳票枚数	・仕入：約2,000枚／月（納品書・請求書・領収書等） ・売上：約2,000枚／月（納品書・請求書等）
IT化の状況	・受注：FAX ・発注：電話またはFAX（一部、システムによる発注） ・業務：業務管理システム（受発注管理、在庫管理等） ・経理：会計パッケージソフト（業務管理システムとの連携なし）

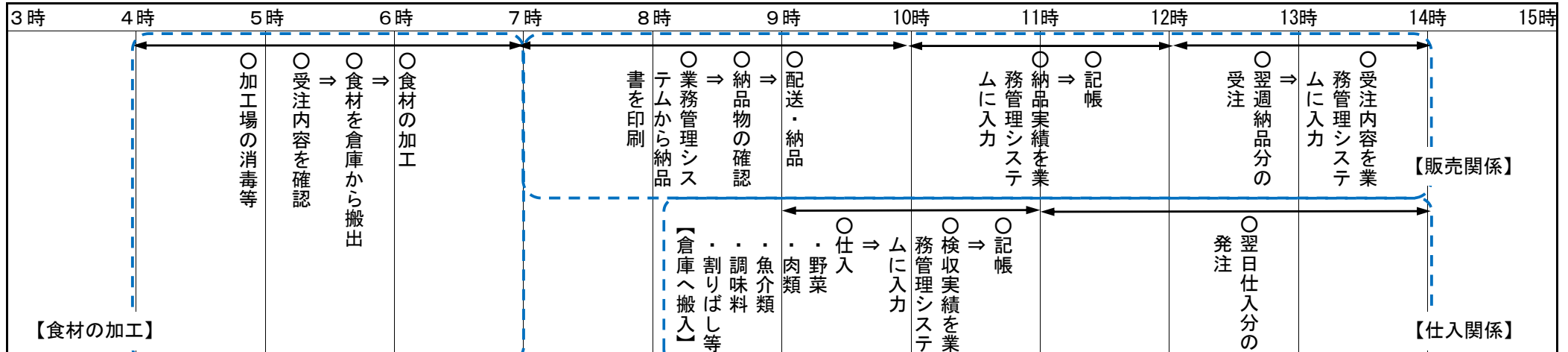
軽減税率を導入した場合の主な問題点

- 軽減税率に対応した会計ソフトの導入
- 軽減税率に対応するため、業務管理システムの改修
- 受注時の適用税率の入力や、決済時の適用税率の確認のため、業務の増加に対応した人員配置が必要
- 仕入：・検収時に、各品目の適用税率を確認  
・適用税率別に仕入を記帳（区分経理）
- 売上：・受注時に、業務管理システムに適用税率を入力  
・適用税率別に売上を記帳（区分経理）
- 決済：・納品実績・検収実績を適用税率ごとに集計し、請求書と突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認  
・値引き・リベートの額の、適用税率別の配分計算

【日々の業務の流れ】

受注	仕入	加工	販売	決済
○受注・システム入力	○発注・システム入力 ○納品 ○検収 ○記帳	○加工	○納品・システム入力 ○記帳	○納品書と請求書の突合 ○振込 ○記帳

【1日の業務の流れ】



日々の業務の流れ【食品加工・卸売業を営む事業者の例】

軽減税率の導入に伴い追加・変更される業務  
 ※区分経理の方法は、「区分経理に対応した請求書等保存方式」(B案)を前提

事務所業務

**受注**  
 受注・システム入力

○毎週、各売上先から、翌週1週間分の注文が記載された注文書をFAXで受注

○注文書には、翌週各日に納品する品目や数量のほか、加工に関する指示が記載  
 ※例えば、魚の切り身の場合、50グラムを100切、40グラムを80切、30グラムを120切にカットするほか、塩鮭の下味処理、合挽肉の製造、野菜や肉の盛り合わせの製造等、すぐ調理できるようにする処理

〔グラム数や下味処理の有無など、1週間分で、売上先1社当たり約1,000~2,000品目に加工。  
 売上先全体(約270社)では、延べ数万品目に加工。〕

○加工、納品、請求、在庫管理等で必要となるため、受注した内容(納品日、受注した品目及び数量、品目ごとの加工内容等)を業務管理システムに入力

**仕入**  
 発注・システム入力

○主な仕入先は商社、メーカー、農家等

○仕入先に発注  
 ・在庫は業務管理システムで管理しており、米、パン等の定番商品は、システムから自動的にFAXで発注  
 ・その他の品目は、受注内容にしたがって個別にFAXまたは電話で発注

**軽減税率導入時**：業務管理システムで受発注管理等を行っていることから、

- ・業務管理システムにおいて、受注した各品目の適用税率に関するデータをもつようにし、
- ・適用税率別の集計機能の追加や、請求金額の計算機能の変更、業務管理システムから印刷する納品書や請求書等の各種帳票の様式の変更(請求書は、売上先ごとに異なる様式が定められていることから、すべての売上先の様式を変更)

などの業務管理システムの改修を行う必要。

**日々の追加作業①**：受注後直ちに受注した各品目の適用税率を確認し、業務管理システムに各品目の適用税率を入力

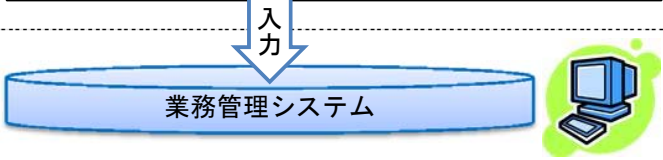
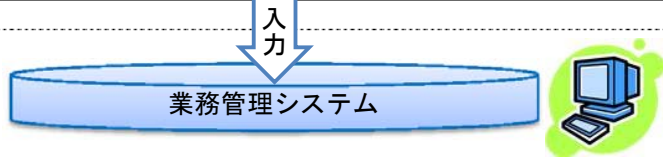
**日々の追加作業②**：売上先と適用税率に関する認識を共有し、事後のトラブルを防止するため、業務管理システムから適用税率が記載された注文請書を印刷し、各売上先にFAXして売上先に確認を依頼(少なくとも軽減税率導入後しばらくの間や、新たな商品の取扱い開始時には、売上先との確認作業が必要)

売上先ごとに、

- ・○/○(月)、受注した品目・数量・品目ごとの加工内容 等
- ：
- ・○/○(金)、受注した品目・数量・品目ごとの加工内容 等

仕入先ごとに、

- ・納期、発注した品目・数量



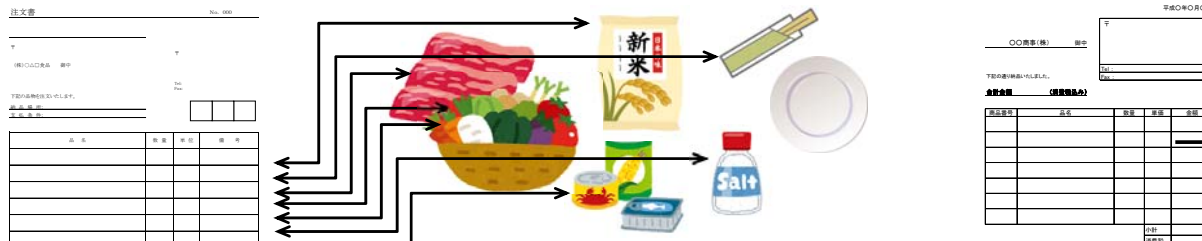
経理事務



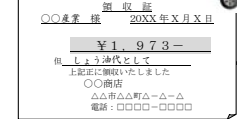
仕入（続き）

納品、検収、記帳

- 商品の受取り（納品）
- 注文数量と納品数量が一致するか確認し（検収）、商品を倉庫へ搬入するとともに、納品書を経理へ回付  
 （毎日約100社・1社当たり約20~30品目、仕入先全体で毎日約2,000~3,000品目）



- 売上先の発注忘れなどによる、急な追加受注（しょう油1本等）があった場合は、
- ・納品（後述）の途中、スーパーで商品を購入
- ・スーパーでは現金で支払うとともに、領収書を受領



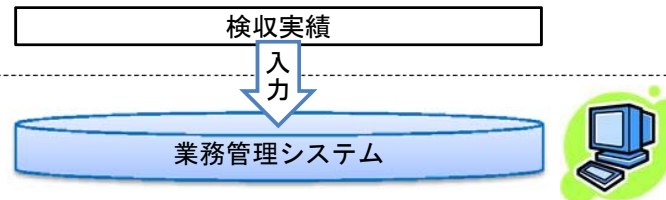
事務所業務

**軽減税率導入時**：仕入に係る区分経理や販売時の適用税率の参考とするため、仕入先に対し、（請求書だけでなく）納品書にも各品目の適用税率を記載するよう依頼

**日々の追加作業①**：納品数量に加え、各品目の適用税率が正しいか確認。適用税率に疑義が生じた場合は仕入先に確認

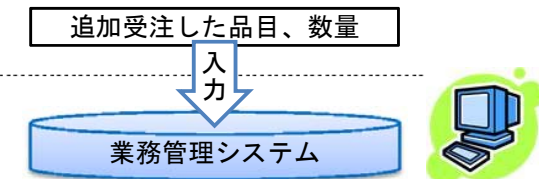
**日々の追加作業②**：決済の際に、各品目の適用税率の確認や適用税率ごとの集計を行う必要があるため、業務管理システムに各品目の適用税率を入力

- 発注した商品について、実際に検収した納期・品目・数量等（検収実績）を業務管理システムに入力



**日々の追加作業①**：領収書には品目の明細が記載されていないため、領収書とは別に、軽減税率対象品目に印を付し、適用税率ごとに取引金額が記載された明細を発行するよう依頼

**日々の追加作業②**：購入の際、その場で適用税率が正しいか確認。適用税率に疑義が生じた場合は仕入先に確認



経理事務

- 仕入先ごとに、納品書に記載されている金額に基づき仕入を記帳（経理システムに入力）

(税込経理の場合)			
4/1	仕入（野菜等）	88,000	買掛金（A商事） 88,000
(税抜経理の場合)			
4/1	仕入（野菜等）	80,000	買掛金（A商事） 88,000
	仮払消費税	8,000	

区分経理

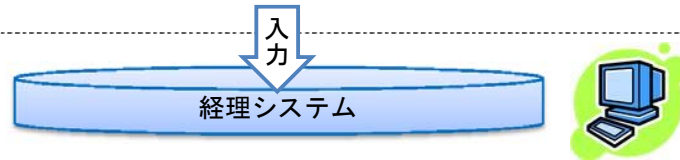
**軽減税率導入時**：軽減税率に対応した会計ソフトの導入

**日々の追加作業**：仕入先ごとに、納品書や領収書等に基づき適用税率別に仕入を記帳

(税込経理の場合)			
4/1	仕入（野菜等）	54,000	買掛金（A商事） 87,000
	仕入（割箸等）	33,000	

(税抜経理の場合)			
4/1	仕入（野菜等）	50,000	買掛金（A商事） 87,000
	仮払消費税	4,000	
	仕入（割箸等）	30,000	
	仮払消費税	3,000	

- 仕入先ごとに、領収書に基づき仕入を記帳（経理システムに入力）



事務所業務

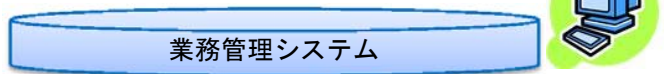
加工

- 業務管理システムから受注明細を印刷し、売上先ごとの受注内容を確認
- 受注内容にしたがって、倉庫から食材を搬出し、加工  
※食材のカット、塩鮭の下味処理、合挽肉の製造、野菜や肉の盛り合わせの製造等、すぐ調理できるように加工



【受注明細】  
・受注した品目・数量・品目ごとの加工内容 等

印刷



販売

納品

- 業務管理システムから売上先ごとの納品書を印刷し、各売上先に冷蔵車で配送・納品  
※納品書には数量のみ記載しており、価格や消費税率・消費税額は記載していない
- 売上先に納品書を手交するとともに、検収を受け、納品書（控）にサインをもらう



軽減税率導入時：売上先が適用税率を確認する必要があるため、（請求書だけでなく）納品書にも各品目の適用税率を記載するよう、業務管理システムを改修

日々の追加作業①：業務管理システムから納品書を出し、納品書に記載されている各品目の適用税率を確認

日々の追加作業②：納品の際、売上先が各品目の適用税率を確認

- 帰社後、業務管理システムに納品した実績を入力し、納品書（控）を経理に回付



経理事務

日々の追加作業：売上先ごとに、納品書（控）に基づき適用税率別に売上を記帳

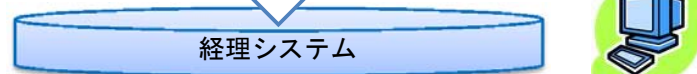
(税込経理の場合)			
4/1	売掛金(Xストア) 108,800	売上(野菜等)	64,800
		売上(割箸等)	44,000
(税抜経理の場合)			
4/1	売掛金(Xストア) 108,800	売上(野菜等)	60,000
		仮受消費税	4,800
		売上(割箸等)	40,000
		仮受消費税	4,000

区分経理

- 売上先ごとに、納品書（控）に基づき売上を記帳（経理システムに入力）  
〔毎日約270社分〕

(税込経理の場合)			
4/1	売掛金(Xストア) 110,000	売上(野菜等)	110,000
(税抜経理の場合)			
4/1	売掛金(Xストア) 110,000	売上(野菜等)	100,000
		仮受消費税	10,000

入力



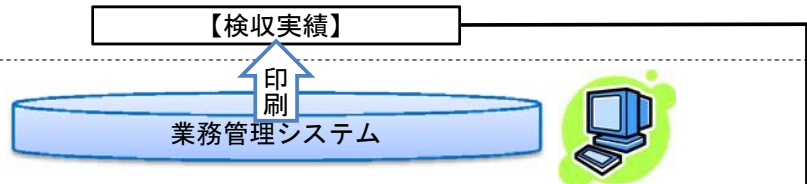


決済

【仕入に係る決済】納品書と請求書の突合、振込、記帳

○業務管理システムで仕入先ごとの検収実績を集計し、印刷

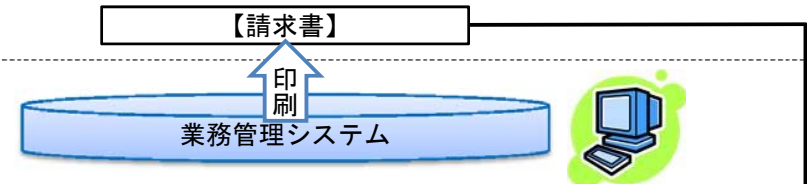
軽減税率導入時：適用税率別の集計機能の追加などの業務管理システムの改修



【売上に係る決済】納品書（控）と請求書の突合、請求、振込確認、記帳

○業務管理システムで売上先ごとの1か月間の納品実績を集計し、売上先ごとの請求書を印刷（月末締め・翌月10日払い等）

軽減税率導入時：適用税率別の集計機能の追加や請求金額の計算機能の変更、請求書の様式変更（軽減税率対象品目の印や、適用税率ごとの取引金額の記載）などの業務管理システムの改修

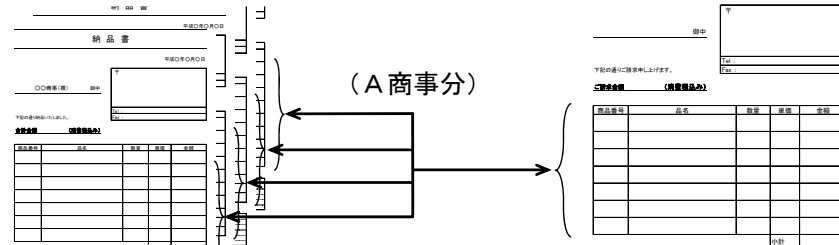


事務所業務

○請求書を受領（仕入の都度、月末締め・翌月10日払い等）

○仕入先ごとに、納品書・検収実績と受領した請求書を突合して、請求金額に誤りがないか確認

（決済件数は毎月約2,000件  
仕入全体で延べ数万品目を集計して請求書と突合

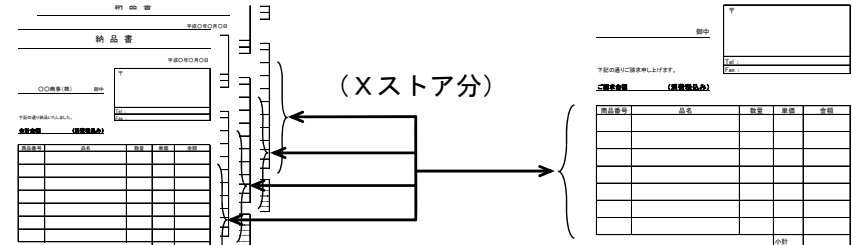


日々の追加作業①：仕入先ごとに、検収実績と受領した請求書を突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認

日々の追加作業②：値引きやリベートを受けた場合には、仕入額に占める軽減税率対象品目と標準税率対象品目の比率で按分されているかなど、値引き・リベートの額が合理的に配分されているかを確認

○売上先ごとに、納品書（控）・納品実績と印刷した請求書を突合して、請求金額に誤りがないか確認

（決済件数は毎月約270件  
売上全体で延べ数万品目を集計して請求書と突合



日々の追加作業①：売上先ごとに、納品書（控）と印刷した請求書を突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認

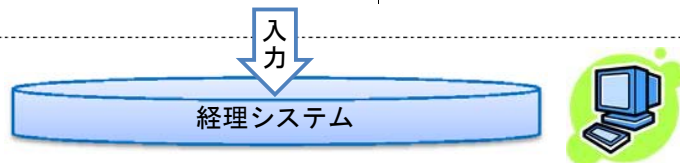
日々の追加作業②：値引きやリベートが発生した場合には、販売額に占める軽減税率対象品目と標準税率対象品目の比率で按分するなど、値引き・リベートの額を合理的に配分

経理事務

○振込

○記帳

4/10 買掛金 (A 商事) 880,000 | 普通預金 880,000

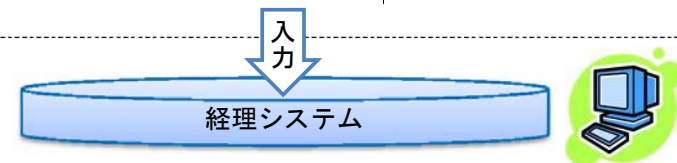


○売上先に請求書を送付

○振込確認

○記帳

4/10 普通預金 1,100,000 | 売掛金 (Xストア) 1,100,000



## 飲食料品を軽減税率とすることによる影響（軽減対象：酒類を除く飲食料品の場合）

飲食料品の卸売・小売、食品製造、飲食店といった飲食料品関連業種以外の業種、例えば冠婚葬祭業や学校、病院等でも飲食料品を仕入れる場合がある。これらの事業者は、区分経理等の対応が必要となることに留意が必要。

また、上記以外の業種においても、会議費や交際費として飲食料品を仕入れる場合がある。

- 飲食料品関連業種以外で、飲食料品を仕入れる業種
  - ・ 冠婚葬祭業：結婚式や精進落としにおける食事の材料
  - ・ 学 校：学校給食の材料
  - ・ 病 院：入院患者に対する食事の材料
  - ・ 介 護：施設介護や通所介護における食事の材料
  
- 飲食料品関連業種以外で、飲食料品を仕入れる事例
  - ・ 会議に出される茶菓や弁当（会議費）
  - ・ 得意先に対する接待やお中元・お歳暮（交際費）
  - ・ 残業した社員に対する食事の提供・負担（福利厚生費）
  - ・ 生命保険の営業職員が配布する社名入りの飴や、  
自動車ディーラーが来店者に進呈する菓子等（広告宣伝費）